



尼崎市 多文化共生社会推進指針

令和 7(2025) 年 3 月

目次

I 策定にあたって

1	尼崎市のこれまでの取組	3
2	現状と課題	3
3	指針の位置づけ	4
4	多文化共生の定義	4
5	指針の見直し	4

II 尼崎市の在留外国人の現状

1	在留外国人の動向	5
2	「外国人生活実態アンケート調査」の概要	8
3	外国人総合相談センターにおける相談状況	9

III 指針の基本的な考え方

1	基本目標	11
2	基本的視点	11
3	施策体系	12
4	施策の方向性	13
	(1) 多文化共生に向けた意識づくり	
	ア：学校園等における多文化共生教育の推進	13
	イ：地域における多文化共生に向けた啓発の推進	13
	(2) 日本語教育・学習の支援と推進	
	ア：学校園等における日本語指導・学習支援	14
	イ：地域における日本語教育・学習支援	14
	(3) 外国人と日本人が共に暮らしやすいまち	
	ア：情報の円滑な取得・利用、暮らしやすい環境の創出	15
	イ：相談支援体制の充実	15
	(4) 交流し尊重し合うまち	
	ア：異文化理解・国際交流	16
	イ：アイデンティティの尊重	16
	ウ：差別・偏見の解消	17
	(5) 外国人と日本人が共に活躍できるまち	
	ア：働きやすい環境の創出	17
	イ：地域活動への参画と協働	18
	ウ：ボランティアの育成と活動支援	19

IV 多文化共生に関する施策の推進体制等

1	推進体制	19
2	市民、関係支援団体、事業所との連携	19

資料編

1	尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会	20
2	指針策定に関する近年の国の動き	23
3	外国籍住民・関係団体等ヒアリング	25

I 策定にあたって

1 尼崎市のこれまでの取組

尼崎市は、大阪・神戸の二大都市の間に位置する恵まれた立地条件のもと、市内の広い工業系地域に、工業系、業務系、運輸流通系などの事業所が立地しており、多くの中小企業が集積する「産業のまち」として発展してきました。

また、わが国では、政治、経済など、社会全般にわたる国際化が進展し、平成 6(1994) 年の関西国際空港の開業により、更なる国際化の促進が予想される中で、地域や国境を越えて互いに尊重し合う社会の形成、異なる文化や習慣に接し、人々の交流の中から自由な創造活動が生まれるような国際化社会を想定し、同年 6 月に尼崎市国際化基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針では、「多彩な交流の促進」、「相互理解の推進」、「魅力にあふれたまちづくり」、「国際化推進体制の整備」を柱とし、本市は姉妹都市、友好都市との交流をはじめとして、青少年交流、経済・技術の交流といった国際協力、人権意識の高揚、在日外国人理解と交流、国際感覚の涵養などの施策に取り組んできました。

一方、国内外における人権尊重の潮流を踏まえる中で、平成 13(2001) 年に「人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、外国籍住民※¹を含む様々な人権問題の解決に向けて取組を進めてきました。

さらに、平成 28(2016) 年に、人権 3 法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が制定されたことなどを受けて、本市でも令和 2(2020) 年 3 月に人権についての基本理念を示す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」を制定し、令和 3(2021) 年には条例に基づく「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」を定め、誰もが人権を尊重するまちの実現に向けて取り組んでいます。

2 現状と課題

基本方針策定当時の平成 5(1993) 年 4 月 1 日時点の本市の在留外国人は 14,151 人で、その国籍・地域別内訳は、韓国・朝鮮籍※²が 12,125 人と約 85.7% を占めていました。

その後、わが国では、技能実習制度の創設や、「留学生 30 万人計画」に基づく積極的な留学生の受入れのほか、平成 31(2019) 年 4 月には特定の産業分野における人材を確保するための新たな在留資格「特定技能」の創設などにより、国内の外国人が増加するとともに、国際結婚、日本国籍取得者も増加するなど、この 30 年間で、人、もの、情報の交流、国際感覚の涵養は一層促進されました。

令和 6(2024) 年 4 月 1 日時点での本市の在留外国人は 13,208 人となり、その国籍・地域別内訳は、韓国・朝鮮籍 6,256 人（約 47.4%）、ベトナム籍 2,228 人（約 16.9%）、中国籍 1,722 人（約 13.0%）など 87 の国・地域に及びます。また、在留資格では、「特定技能」の増加が顕著であるなど、基本方針策定時から在留外国人における人口構成や在留資格は大きく変化しています。

さらに、令和 6(2024) 年 6 月には技能実習制度に代わる新たな制度「育成就労」を新設するための法改正が国会で可決・成立するなど、外国人の更なる定住化が見込まれる中で、観光客や一時的滞在者としてのみならず、地域の生活者・住民として外国籍住民を総合的に支援するとともに、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みの構築が地方自治体の役割として求められつつあります。

今後、ますます就労を目的として来日する外国籍住民とその家族の受入れが進む中で、言語や文化の異なる子どもたちを受け入れる教育現場における対応や、外国人就労に伴う企業等や労働者の支援、生活者としての日本語教育、地域社会の構成員として、外国籍住民と地域住民が共生するための地域の理解促進など、これまでの「国際交流」、「国際協力」といった視点から、「多文化共生」に視点を転換し、本市の歴史的背景も踏まえつつ、新たな課題やニーズを捉えた取組を進めていく必要があります。

こうした今日的な状況を踏まえ、本市における多文化共生の基本的な考え方と今後の方向性を改めて整理し、施策を総合的かつ着実に推進するため、基本方針を見直し、新たに「尼崎市多文化共生社会推進指針」（以下「指針」という。）を策定します。

3 指針の位置づけ

本指針は、本市が多文化共生社会の実現を総合的に進めるための目標や基本的視点、施策の方向性を示すガイドラインであり、本市の最上位計画である「第6次尼崎市総合計画」における「人権尊重・多文化共生」のマスタープランである「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」と理念等を共有するとともに、その他の関連計画とも整合性を保ちながら推進していきます。

4 多文化共生の定義

「人権尊重・多文化共生」のマスタープランである「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」と理念等を共有するという本指針の位置づけを踏まえ、「多文化共生」の定義について「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支え合いながら、共に地域社会を形成していくこと」とします。

5 指針の見直し

外国人の動向については、国内外の社会経済情勢に大きく影響され、本市における外国籍住民の人口構成に加え、抱える課題やニーズも変遷していくことが想定されます。

そのため、指針の期間は概ね10年間とし、外国にルーツを持つ人を含め、外国籍住民を取り巻く状況等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

※1 本指針における「外国籍住民」は、尼崎市に住所を有する人のみならず、在勤、在学する全ての外国人を含みます。

※2 1947年5月2日、外国人登録令の施行により日本国籍を持っていた朝鮮人は全て外国人として登録されたことで、国籍等の欄には「朝鮮籍」が表記されました。その後、1965年に日韓基本条約が結ばれると、以後大韓民国の国籍を取得した人はその表記を「韓国」へ書き換えることができたが、そうしなかった人は「朝鮮籍」表記のままとなりました。

つまり「朝鮮」籍は、外国人登録証上で出身地を表記したものであり、「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」に帰属する国籍を表すものではありません。

Ⅱ 尼崎市の在留外国人の現状

1 在留外国人の動向

(1) 在留外国人の人口の推移

基本方針策定当時（平成 5(1993) 年）の本市の韓国・朝鮮籍は、表 1 のとおり、12,125 人（構成比約 85.7%）でしたが、令和 6(2024) 年では、6,256 人（構成比約 47.4%）と高齢を理由とする自然減や帰化等の理由により年々減少しています。

一方で、その他の国籍等においては、平成 5(1993) 年と令和 6(2024) 年を比較すると、2,026 人（構成比約 14.3%）から 6,952 人（構成比約 52.6%）へと約 3.4 倍増加しています。

また、本市の在留外国人は、韓国・朝鮮籍の減少により年々減少を続けていたものの、近年ではその他の国籍等の増加が著しく、平成 27(2015) 年 3 月 1 日時点（外国籍住民 10,773 人）以降増加に転じており、今後もその傾向が続くものと見込まれます。

特に、新型コロナウイルスによる入国制限の解除（令和 4(2022) 年 10 月）以降の増加が顕著です。

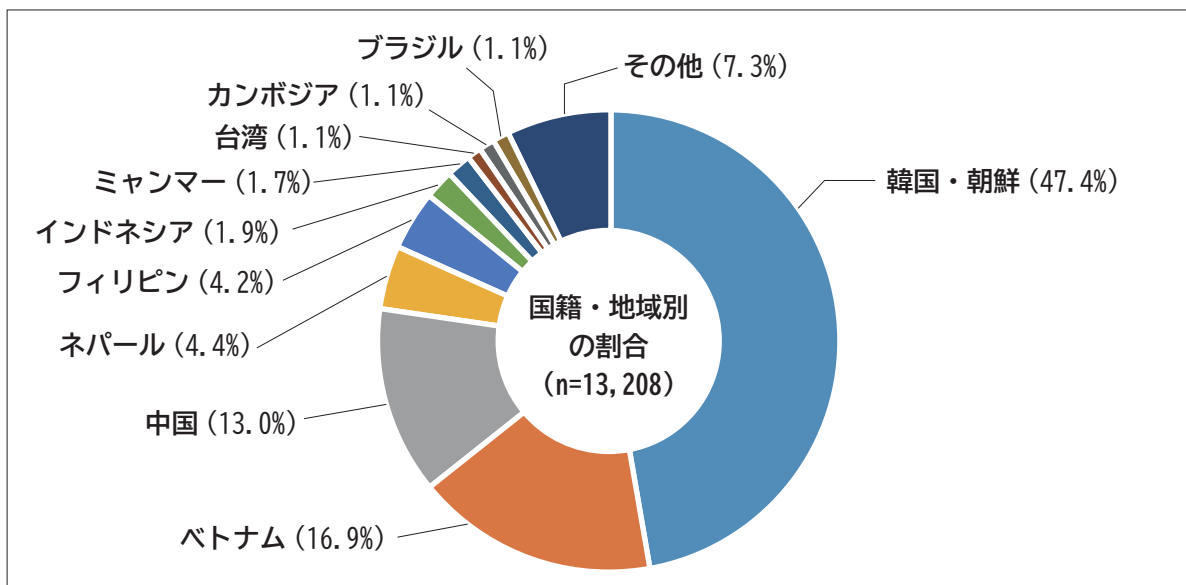
単位：人

年度	平成 5 年 (1993)	平成 15 年 (2003)	平成 25 年 (2013)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
在留外国人数	14,151	↓ 12,959	↓ 11,081	↑ 12,368	↑ 13,208
韓国・朝鮮籍	12,125	↓ 10,341	↓ 8,128	↓ 6,411	↓ 6,256
構成比	85.7%	79.8%	73.4%	51.8%	47.4%
その他の国籍等	2,026	↑ 2,618	↑ 2,953	↑ 5,957	↑ 6,952
構成比	14.3%	20.2%	26.6%	48.2%	52.6%

【表 1 国籍・地域別在留外国人数（各年 4 月 1 日時点尼崎市住民基本台帳より）】

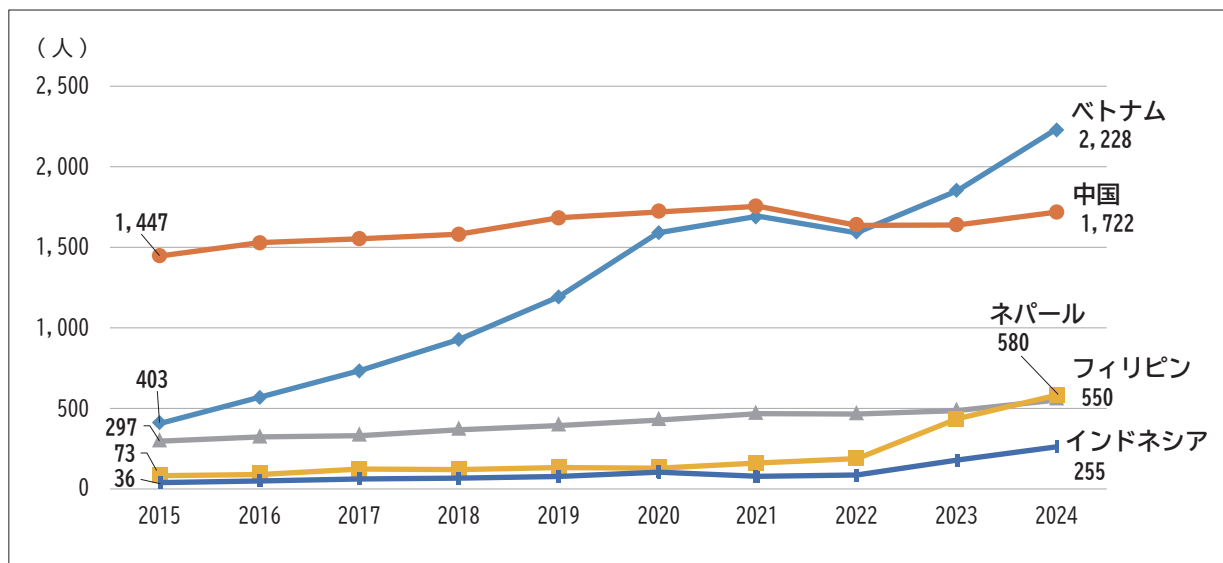
(2) 国籍・地域別の割合と推移

令和 6(2024) 年 4 月 1 日時点で本市の在留外国人の国籍・地域別割合は、韓国・朝鮮籍 47.4%、ベトナム籍 16.9%、中国籍 13.0%、ネパール籍 4.4%、フィリピン籍 4.2% などとなっており、87 の国・地域に及びます。



【図 1 国籍・地域別の割合（令和 6(2024) 年 4 月 1 日時点尼崎市住民基本台帳より）】

過去 10 年の推移（韓国・朝鮮籍を除く）では、ベトナム籍が大幅に増加しています。近年では、ネパール籍のほか、インドネシア籍も増加が顕著です。



【図 2 その他の国籍等の推移（各年 4 月 1 日時点尼崎市住民基本台帳より）】

(3) 在留資格別の推移

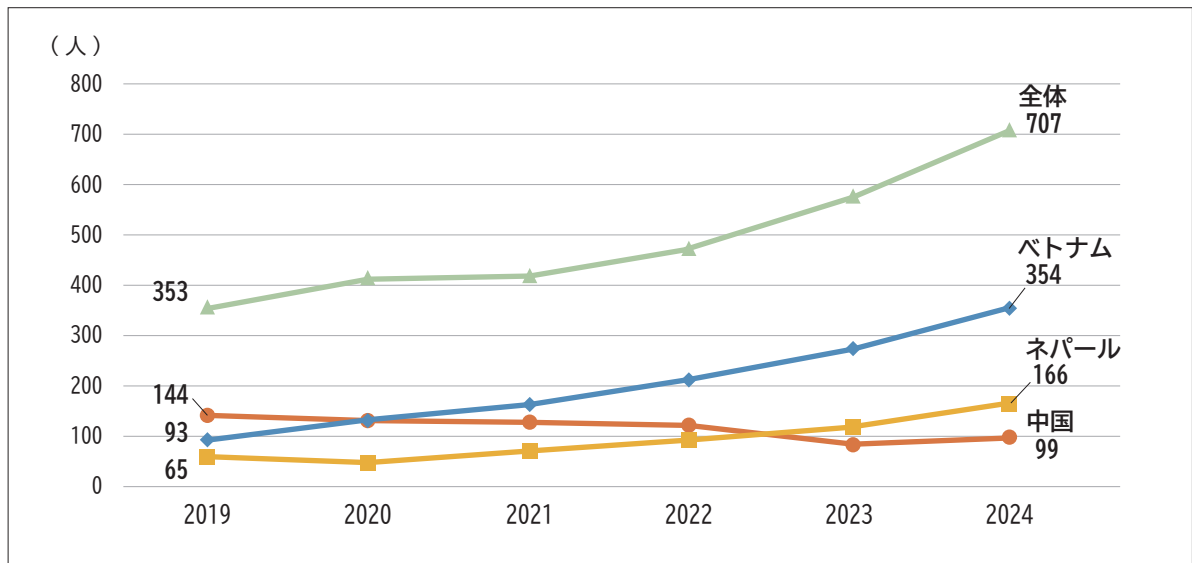
令和 2(2020) 年度から令和 4(2022) 年度にかけて、新型コロナウイルスにおける入国制限により、「技能実習」、「留学」が一時的に減少した一方で、帰国困難者等による「特定活動」が増加しています。また、「特定技能 1 号」が大幅に増加しており、今後、家族の帯同が許可される「特定技能 2 号」への移行が進むことによる「家族滞在」の一層の増加が見込まれます。

単位：人

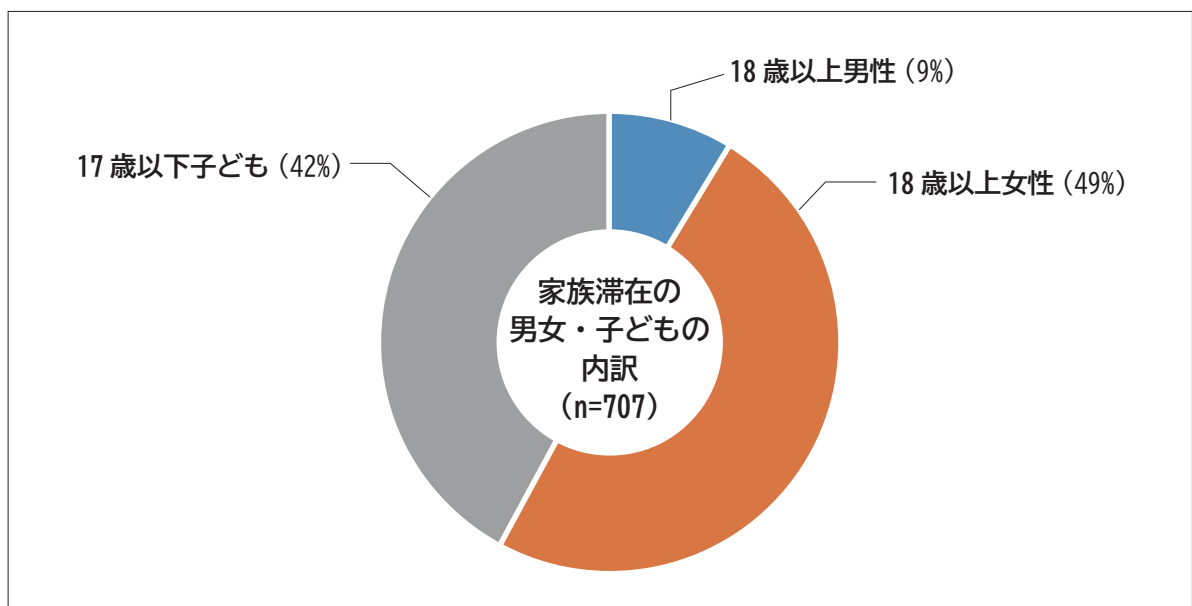
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
技術・人文知識・国際業務	726	768	695	842	979
技能実習	1,044	1,024	714	829	1,086
特定技能 1 号	6	49	122	334	602
特定技能 2 号	0	0	0	0	0
留学	444	378	264	568	603
家族滞在	410	414	481	578	707
永住者	2,005	2,041	2,082	2,159	2,235
永住者の配偶者等	99	93	96	86	86
日本人の配偶者等	353	355	362	360	352
定住者	251	261	272	292	297
特定活動	84	209	258	168	200
特別永住者	6,319	6,170	6,025	5,879	5,716

【表 2 在留資格別在留外国人数（各年 4 月 1 日時点尼崎市住民基本台帳より）】

「家族滞在」を国籍・地域別で見ると、ベトナム籍とネパール籍の増加が顕著です。なお、「家族滞在」の約 91%が女性と子どもとなっています。



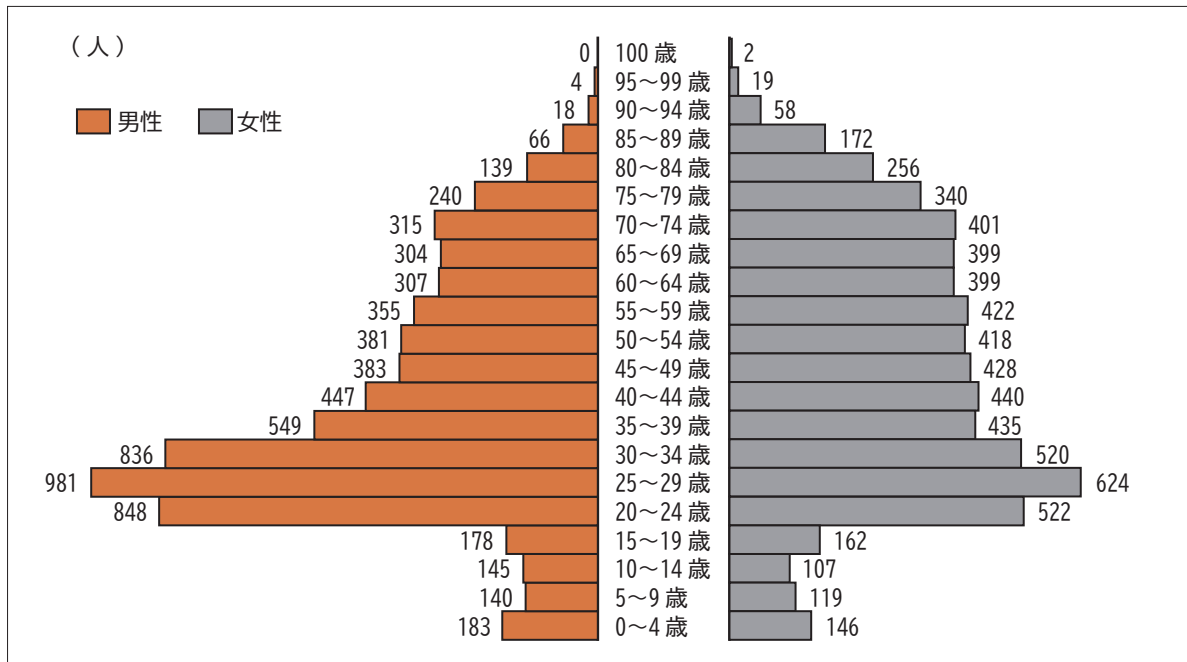
【図 3 家族滞在の国籍・地域別推移（各年 4 月 1 日時点尼崎市住民基本台帳より）】



【図 4 家族滞在の男女・子どもの内訳（令和 6(2024) 年 4 月 1 日時点尼崎市住民基本台帳より）】

(4) 年齢区分別・男女別人口

本市の在留外国人は、20代から30代が多くなっています。男女別の人数に関しては、年齢が高くなるほど女性が多くなる傾向があります。



【図5 年齢区分別・男女別人口内訳（令和6(2024)年4月1日時点尼崎市住民基本台帳より）】

2 「外国人生活実態アンケート調査」の概要

(1) 調査目的

尼崎市内の在留外国人の生活実態に関する調査・分析を行い、課題の抽出及び今後の事業展開の基礎資料とするために実施しました。

(2) 実施概要

ア 調査対象

尼崎市内の在留外国人のうち、令和4(2022)年8月31日現在18歳以上の人11,209人（悉皆）

イ 調査方法

郵送により、二次元コードを付した調査票を送付、原則オンラインでの回答（一部、紙の調査票による回答、職員による聞き取り含む）

ウ 対応言語

やさしい日本語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、中国語（簡体字）、英語、ネパール語、ポルトガル語、ベンガル語、インドネシア語、スペイン語の10言語

エ 調査期間

令和4(2022)年10月1日から11月30日

オ 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
9,071世帯 (11,209人)	160世帯 (171人)	8,911世帯 (11,038人)	1,059件	11.9% (9.6%)

3 外国人総合相談センターにおける相談状況

本市では、令和 3(2021) 年 5 月から、外国籍住民に特化した一元的相談窓口を設置し、市役所の行政手続における通訳や生活相談のほか、在留資格相談等の対応を行っています。

(1) 相談回数の推移

外国籍住民の増加に伴い、相談回数は年々増加しています。また、1 回で複数案件の相談があることも多く、延べ相談件数も増加しています。

	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
相談回数	464	755	859
(延べ相談件数)	(552)	(932)	(1,115)

【表 3 外国人総合相談センターの相談回数の推移】

(2) 国籍・在留資格別相談回数の推移

ベトナム籍、中国籍、ネパール籍の相談が多くなっています。令和 5(2023) 年度は、34 の国・地域から相談がありました。

単位：回

No.	国籍	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
1	ベトナム	132	250	300
2	中国	76	162	186
3	ネパール	23	63	58
4	フィリピン	61	42	38
5	インド	5	14	27
6	アメリカ	10	10	20
7	バングラデシュ	5	9	13
8	イギリス	10	15	11
9	韓国・朝鮮	6	18	8
10	ブラジル	11	8	7
11	インドネシア	1	6	7
12	ジャマイカ	0	0	7
13	ミャンマー	0	0	6
14	ドイツ	0	2	5
15	台湾	2	0	4
16	その他	122	156	162
計		464	755	859

【表 4 外国人総合相談センターの国籍・地域別相談回数の推移】

また、在留資格としては、「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」、「永住者」、「定住者」からの相談が多く、「留学」や「特定技能」、「技能実習」など別の相談先（大学・日本語学校、監理団体など）が存在する場合、相談は少ない状況です。

単位：回

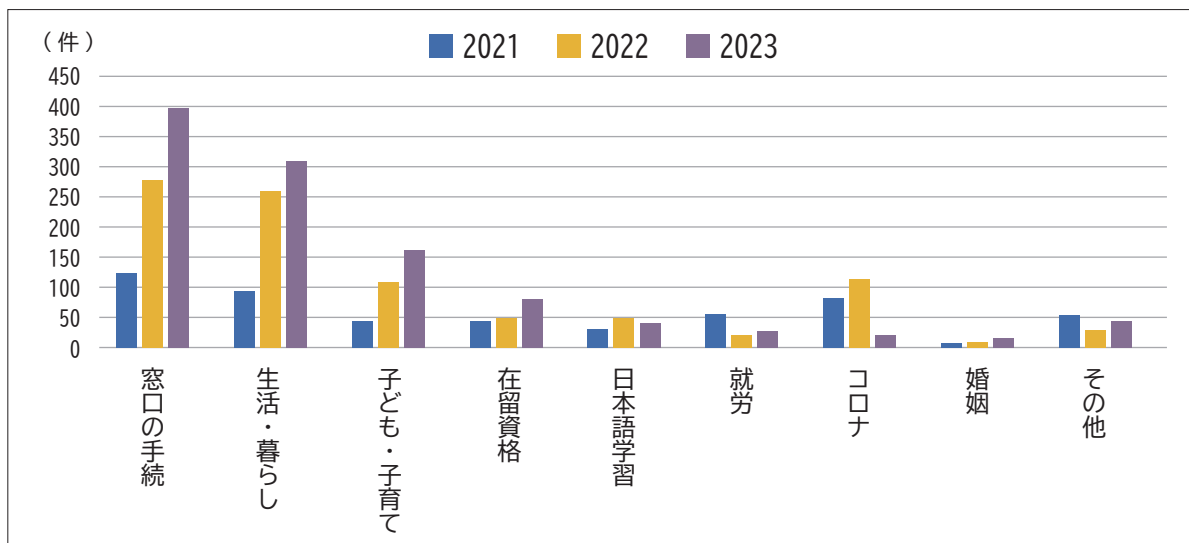
	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
技術・人文知識・国際業務	53	122	132
家族滞在	30	113	114
永住者	54	102	104
定住者	46	29	85
技能	18	46	63
特定活動	16	59	47
留学	42	54	39
特定技能	0	11	24
技能実習	19	12	16
日本人の配偶者等	45	25	13
永住者の配偶者等	18	36	3
特別永住者	4	7	1
その他	18	19	62
日本人	46	95	102
不明	55	25	54
計	464	755	859

【表5 外国人総合相談センターの在留資格別相談回数の推移】

(3) 相談内容別相談件数の推移

新型コロナウイルスに関連する相談は、令和4(2022)年度をピークに減少しています。

一方で、保育所等の入所相談や、児童手当等の各種手続といった子ども・子育てに関する相談が増加しています。



【図6 外国人総合相談センターの相談内容別相談件数の推移】

III 指針の基本的な考え方

1 基本目標

本市は、歴史的経緯を有し、まちの発展に大きな役割を果たしてきた韓国・朝鮮籍をはじめ、多くの外国籍住民が居住しており、これまでから様々な人権施策に取り組んできました。その後、外国籍住民を取り巻く環境が大きく変化する中で、その在留資格や国籍は多様化し、従来の取組に加えて新たなニーズや課題に対応していく必要があります。

そのためには、外国籍住民を含む、一人ひとりが、かけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるべきであることを大前提とし、互いの多様性を認め合い、他人の人権についても理解と関心を深めながら、人権の尊重について学び続けることが大切です。

さらに、国際的には、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」（平成27(2015)年の国連サミット採択）にも反映される概念である「誰ひとり取り残さない持続可能な多様性（Diversity：ダイバーシティ）」と包摂性（Inclusion：インクルージョン）」に加え、昨今では、公平性（Equity：エクイティ）を取り入れた概念も重要視されています。

これらを踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支え合いながら、共に地域社会を形成していく「多文化共生社会の実現」を目指して取り組みます。

2 基本的視点

本市が多文化共生を推進するにあたり、次の5つの視点を基本とします。

1 多文化共生に向けた意識づくり

互いの多様性を認め合い、一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、暮らしやすいと実感することができるよう、多文化共生に関する相互理解の促進に取り組みます。

2 日本語教育・学習の支援と推進

「日本語教育の推進に関する法律（令和元（2019）年6月施行）」に基づき、外国籍住民が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、国籍や年齢、在留資格に関わらず日本語を学べる場の環境整備に取り組みます。

3 外国人と日本人が共に暮らしやすいまち

外国籍住民が、言語や文化等の壁により、社会的不利益を被ることのないよう、行政情報の多言語化等に取り組むとともに、外国籍住民が相談しやすい環境整備に取り組みます。

4 交流し尊重し合うまち

姉妹・友好都市をはじめ異文化理解や国際交流に取り組むとともに、外国にルーツを持つ人を含め、外国籍住民が自らの国籍や文化等に対して誇りを持てるよう、アイデンティティの尊重と、差別・偏見の解消に取り組みます。

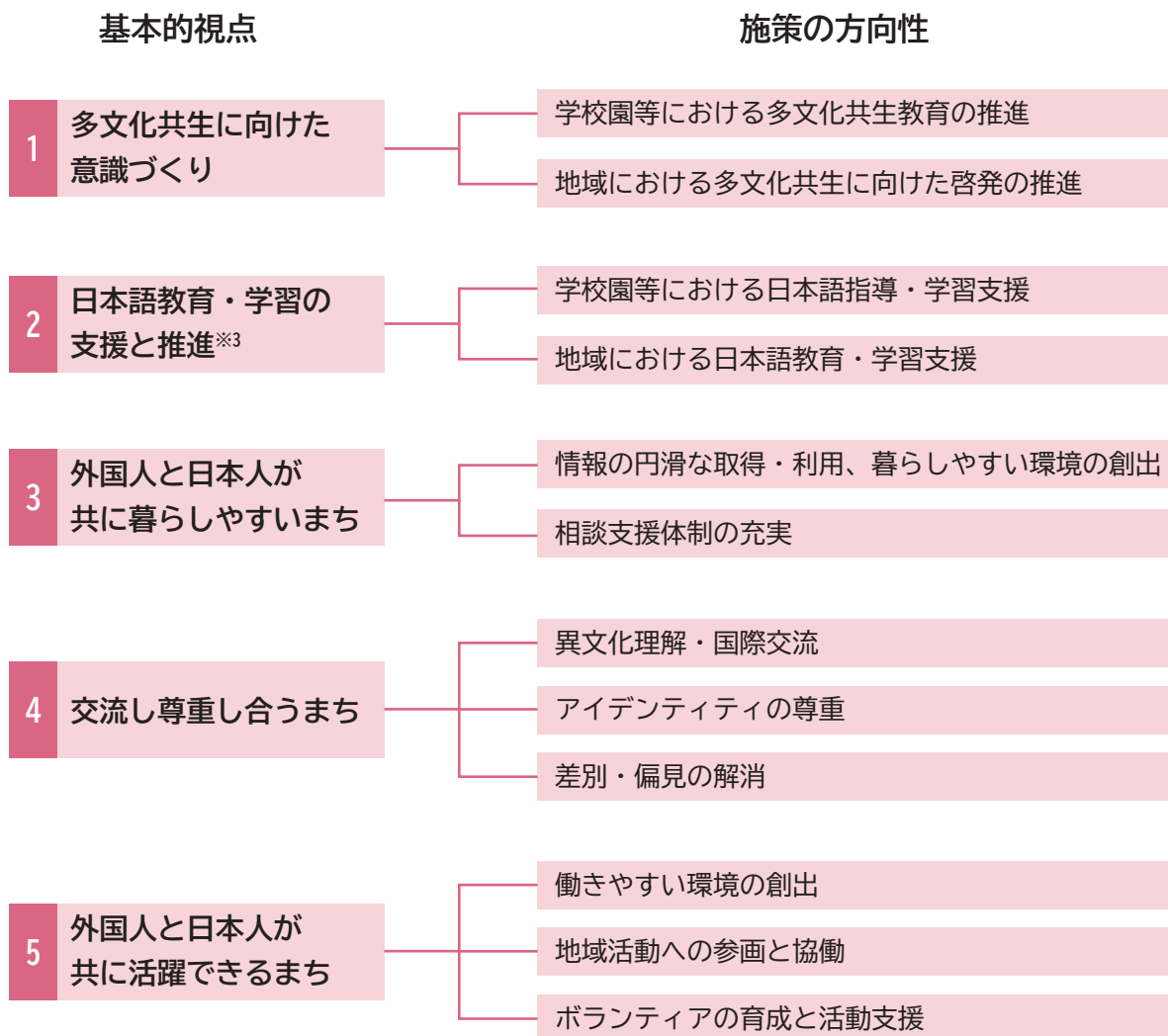
5 外国人と日本人が共に活躍できるまち

事業所及び外国人の双方にとって望ましい環境整備を促進するため、雇用・就労・定着に向けた支援に取り組みます。

また、外国籍住民の地域活動への参画を促進するとともに、日本語ボランティアをはじめとする様々なボランティアの育成と活動支援に取り組みます。

3 施策体系

5 つの基本的視点と 12 の施策の方向性を次のとおり定めます。



※3 基本的視点「日本語教育・学習の支援と推進」については、日本語教育の推進に関する法律第 11 条で、努力義務として位置付けられている日本語教育推進のための「地方公共団体の基本的な方針」を兼ねています。

4 施策の方向性

(1) 多文化共生に向けた意識づくり

ア：学校園等における多文化共生教育の推進

グローバル化が急速に進展する社会において、言語や文化等の異なる子どもたちが、互いの価値観について理解を深め、共に学ぶことは、これからの多文化共生社会の実現に向けて大変重要です。

相互理解が進んでいないことによって、外国人児童生徒等が孤立し、自尊感情や自己肯定感を損なうことのないよう、日本人を含むすべての児童生徒等が、互いの多様性を認め合い、尊重しながら学び合える環境づくりが求められます。

とりわけ、外国人児童生徒等に対しては、今後、生活していく拠点やなりたい職業など将来を見据え、幅広い進路選択が可能な資質・能力を身に付けられる支援が必要です。

外国人児童生徒等が、地域社会を共に形成していく共生社会の一員であることを前提とし、児童生徒等を見守る全ての関係者が、相互に連携し、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく多文化共生教育の推進に取り組みます。

取り組むべき事項

- ・教職員向け多文化共生研修の充実
- ・日本語指導が必要な児童生徒への対応
- ・児童生徒等への多文化共生への理解促進
- ・外国人児童生徒等のアイデンティティの尊重
- ・（仮称）多文化共生教育推進指針の策定

イ：地域における多文化共生に向けた啓発の推進

本市では、東南アジア（ベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー）や、南西アジア（ネパール、バングラデシュ）から就労や留学目的で来日する外国籍住民が増加しつつある中で、国籍（民族）を問わず互いに交流を促進するイベントが地域発意で実施されるなど、外国籍住民と触れ合う機会が少しずつ増えてきました。

しかし、外国籍住民と地域住民が直接に触れ合う機会はまだまだ少なく、互いに歴史や文化、生活習慣、価値観の違いを十分に理解しているとは言えない状況です。

外国籍住民も地域コミュニティの一員です。外国籍住民と地域住民が互いの多様性を認め合い、支え合うことにより、安心して、暮らしやすいと感じることのできるまちを共に創っていかねばなりません。

知らないことや、理解できないことによって、誤解や偏見につながることもないよう、外国籍住民と地域住民の相互理解を促進し、外国籍住民が地域社会に受け込みやすい環境を整えるなど、地域で多文化共生に関する理解が促進されるよう努めます。

取り組むべき事項

- ・出前講座、タウンミーティング等の実施
- ・生涯学習プラザを活用した外国籍住民の居場所づくり
- ・外国籍住民と地域住民の相互交流イベントの実施

(2) 日本語教育・学習の支援と推進

ア：学校園等における日本語指導・学習支援

外国人児童生徒等においては、小学校・中学校の義務教育への就学義務はないものの、日本人と同様に教育を受ける権利を有しています。

こうした子どもたちが生活の基礎を身に付け、共生社会の一員としてその能力を伸ばすことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、そのためには、母語（母国語）による支援のほか、早期の日本語の習得が重要です。

とりわけ、来日間もない低年齢の外国人児童生徒等においては、母語（母国語）が定着しておらず、第二言語である日本語も十分に身につけていない状態（ダブルリミテッド）に陥り、将来の言語や学習における理解だけでなく、親子間のコミュニケーションも困難な状況になる場合も少なくありません。

「令和 5 年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について（文部科学省）」によると、日本語指導が必要な生徒の高等学校等への進路状況は 90.3%（全中学生等の進学率 99.0%）と低く、その中退率は、8.5%（全高校生等 1.1%）と高くなっています。

学校への個別のヒアリング結果では、「日本語の読み書きや会話ができたとしても、授業の理解が難しいように感じる」、「日本語も不十分であり、母語（母国語）も定着していない状態では、学習が非常に厳しい」などの意見がありました。

こうしたことを踏まえ、多文化共生支援員等の派遣と同時に、日本語指導の充実や翻訳ツール等を活用した学習支援に取り組めます。

取り組むべき事項

- ・多文化共生支援員の拡充
- ・日本語指導体制の充実
- ・翻訳ツール等を活用した学習支援

イ：地域における日本語教育・学習支援

現在、就労を目的とした外国籍住民が増加し、家族を呼び寄せるなど、日本語能力が十分でない外国籍住民が、今後、ますます増加することが見込まれる中、地域や職場などで個々の能力を活かし、暮らしていくためには、日本語能力を身に付けることが重要です。

本市の日本語教室においても、その多くが地域の日本語ボランティアによって運営されており、今後の日本語学習のニーズの増加に伴う日本語ボランティアの育成・支援とニーズの多様化への対応などが課題となっています。

外国人生活実態アンケートの結果では、自分で勉強している人で学校や教室に通っていない理由として、「学校や教室に行く時間がない」（41.7%）、「学校や教室に行くためのお金がない」（29.6%）、「学校や教室を知らない」（16.6%）、「学校や教室が近くにない」（14.2%）となっています。

引き続き、日本語ボランティアに対する研修や、日本語ボランティア同士の相互のネットワーク強化を図るほか、子どもをはじめとする様々な外国籍住民が教室に参加しやすくなるような手法を工夫するなど、関係機関等と連携し、日本語教育・学習支援に取り組めます。

取り組むべき事項

- ・日本語教室の充実
- ・子ども向け日本語教室の充実

(3) 外国人と日本人が共に暮らしやすいまち

ア：情報の円滑な取得・利用、暮らしやすい環境の創出

来日間もない外国籍住民にとっては、日本語の理解が不十分であることや、的確に情報へアクセスする方法がわからないことなどから、生活に必要な情報が十分に得られない場合があります。

そのため、必要な情報を多言語化するだけでなく、国籍を問わず外国人にわかりやすい日本語である「やさしい日本語」を併用した情報発信が必要です。

また、外国籍住民は、言語や文化等の違いだけでなく、日本の生活ルールやマナーを知らないことによって、誤解や偏見につながる恐れがあることから、転入時に生活における最低限のルールやマナーを伝えるとともに、地域住民に対して、文化や生活習慣、価値観の違い等の理解促進に取り組むことが重要です。

外国籍住民は、言語や文化等の違いから地域で孤立しやすく、その結果、必要な支援につながらないなど様々な課題が生じることから、地域で孤立せず、安心して暮らすために地域住民との交流に加え、災害時に外国籍住民が取り残されないよう、言語や文化等を考慮した情報発信や避難所運営における環境整備などに取り組みます。

取り組むべき事項

- ・やさしい日本語を含めた行政情報の多言語化
- ・外国人向けホームページ・SNS 等の充実
- ・生活に必要なルールやマナーの周知
- ・災害時に向けた環境整備（情報発信・備蓄等）

イ：相談支援体制の充実

外国人が中長期で日本に在留するためには、就労や留学、日本人の配偶者など、その目的を明らかにし、各々が「在留資格」を付与されて居住しています。

その「在留資格」によっては、生活に一定の制限があることに加え、外国籍住民の中には言語や文化等の違いによる情報・制度の理解不足等から、様々な課題を抱えながらも適切な支援につながらず、課題が深刻化することも少なくありません。

そうした外国籍住民の様々な生活課題を受けとめるための相談窓口の充実や、その世帯が複合的な課題を抱えていた場合には、庁内各課が各分野の専門性をいかし、適切な支援を包括的に提供する重層的な支援が必要となります。

そのため、庁内各課を含め、各関係機関が互いの研修に参加し合うとともに、日頃から連携・情報共有し、互いの顔が見える関係性を構築するなど、各関係機関に属する職員等のスキルアップとネットワークの強化を図ります。

取り組むべき事項

- ・外国人総合相談センターの機能強化
- ・行政窓口の多言語化の充実
- ・庁内各課等との連携強化

(4) 交流し尊重し合うまち

ア：異文化理解・国際交流

本市では、ドイツのアウクスブルク市及び中国の鞍山市と姉妹・友好都市提携を結び、これまで多くの市民が多岐にわたる分野で交流を深めてきました。特に青年使節団や青少年使節団の派遣と受入れを交互に行い、市内の小学校を対象に、姉妹・友好都市交流に関する出前授業に取り組むなど、次代を担う若い世代にも国際交流への関心を一層高めてもらえるよう働きかけてきました。

外国人生活実態アンケートの結果（特別永住者以外の在留資格者）では、「日本の文化や習慣を学びたい」（44.9%）、「出身国が違う人と友達になりたい」（34.7%）、「出身国が同じ人と友達になりたい」（25.9%）、「出身国・地域のことを紹介したい」（16.0%）という回答が得られています。

例えば、東アジアや東南アジア圏の国々では旧正月（旧暦で大晦日から1月3日までの間）を祝う習慣があり、市内外で様々なイベントが開催されています。

こうした機会等を活用し、母国を思い出し、楽しむことはもちろんのこと、日本人も異なる食文化や伝統芸能に触れ、国際感覚の醸成につなげるとともに、日本の文化も発信し、互いの異文化理解・国際交流機会の提供・支援など、時代に即した交流に取り組みます。

取り組むべき事項

- ・ 姉妹都市・友好都市等の交流の充実
- ・ 国際交流イベントの実施
- ・ 本市の魅力発信ツールの充実

イ：アイデンティティの尊重

外国にルーツを持つ人を含め、外国籍住民の様々な背景や歴史的経緯も踏まえて、互いの多様性を理解し、認め合う姿勢が多文化共生社会の基盤となります。

外国にルーツを持つ児童生徒等を含め、外国人児童生徒等が母語（母国語）・母文化を学ぶ機会を持つことは、自らのアイデンティティの確立に重要な役割を果たし、自覚や誇りを持つことにつながることから、本市では、これまでから歴史的経緯も踏まえ、母語（母国語）・母文化の教育を行う民族学校への支援に取り組んできました。

一方で、歴史的経緯に対する理解や民族的・文化的アイデンティティの尊重に対する認識が十分とは言えず、外国人ということを理由とした差別・偏見が未だ存在することから、本名（民族名）を名乗ることが難しい現状があります。

外国人生活実態アンケートの結果では、子育ての悩みや困りごとにおいて、「子どもに自分の国の言葉や文化を伝えるのが難しい」が24.0%と最も多いほか、「子どもの名前について悩んでいる（民族名、日本名など）」（10.1%）といった回答がありました。

また、在日コリアンに対する個別のヒアリング結果では、「SNSなどでヘイトスピーチが横行すると、本名（民族名）を名乗っていることが不安になる」、「仕事において日本名を強要されることがある」などの意見がありました。

こうしたことから、外国にルーツを持つ児童生徒等を含め、外国人児童生徒等については、様々な機会を通じて、母語（母国語）・母文化を学ぶことができるような環境構築への理解と支援に努めるとともに、本人や保護者の意思等にも配慮しつつ、安心して本名（民族名）を名乗れる環境づくりなど、民族的・文化的アイデンティティを尊重した啓発に取り組めます。

取り組むべき事項

- ・母語（母国語）・母文化を知り、互いを理解する機会の創出
- ・本名（民族名）を名乗れる環境づくり

ウ：差別・偏見の解消

本市においては、韓国・朝鮮籍の人が多く住むに至った歴史的経緯を十分に踏まえ、差別解消に向けた啓発に取り組んできました。

一方で、外国人生活実態アンケートの結果では、仕事についての困りごととして、「同じ仕事をしているのに賃金が日本人より低い」（17.6%）といった回答が得られたほか、住まいを探す際の困りごととして、「外国人であることを理由に入居を断られた」（36.9%）といった回答も高い割合となっています。

このように、外国人であることを理由とした就労や住宅の確保に伴う差別・偏見が未だ存在することから、外国人を雇用する事業所や、賃貸住宅事業者等への啓発に取り組みます。

近年では、あからさまな偏見や差別だけでなく、無自覚の偏見が引き起こす日常の言動の中の「マイクロアグレッション」（意図的か否かにかかわらず尊厳を傷つけるようなマイノリティに対する行為〈言葉・行動・環境〉）が、マイノリティ当事者に大きなマイナスの影響や心理的負担を及ぼすことが指摘されています。SNSなどでヘイトスピーチが横行することに対する不安の軽減など、差別や偏見を許さない環境づくりに向けて、一人ひとりがあらためて人権に対する意識を深め、学び続けることをめざした啓発に努めます。

取り組むべき事項

- ・啓発ポスター、啓発動画の発信
- ・外国人を雇用する事業所や賃貸住宅事業者等への啓発
- ・外国籍住民への差別・偏見に対する啓発

(5) 外国人と日本人が共に活躍できるまち

ア：働きやすい環境の創出

わが国の働き手不足が深刻化する中、「特定技能」が平成 31(2019)年に創設されるなど、積極的に外国人労働者の受入れが進んでおり、本市においても、外国人を雇用している事業所とそこで働く外国人は年々増加しています。

単位：人

		平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
兵庫県	外国人労働者数	34,516	41,083	44,441	45,558	51,092	57,375
	外国人雇用事業所数	6,277	7,275	8,286	8,909	9,468	10,312
尼崎市	外国人労働者数	3,231	4,326	4,176	5,290	5,825	6,447
	外国人雇用事業所数	590	716	801	851	859	958

出展：兵庫労働局「外国人の雇用状況の届出状況」 ※各年 10 月末時点

令和 6(2024) 年 6 月に国会で可決・成立した入管法等改正法に基づく技能実習制度に代わる新たな「育成就労制度」において、これまで認められなかった転籍が可能となり、より在留期間の長い「特定技能」への移行に際して、日本語能力試験の合格が必須条件とされるなど、労働者の確保と定着に向けた責任と負担が企業等により求められることが想定されます。

特に中小企業では、雇用する外国人が日本語を習得できる環境整備などに対応することが困難な場合も多く、事業所からの相談の増加が見込まれます。

こうしたことから、事業所及び外国人双方にとって望ましい環境整備を促進するため、外国人雇用に関する関係団体等と意見交換を行う中で、外国人が安心して働き続けることができる雇用・就労・定着に向けた支援に取り組めます。

取り組むべき事項

- 外国人を雇用する事業所への支援
- 外国人向け就労・労働相談機能の充実
- 外国人労働者の定着支援
- 関係団体等との連携強化

イ：地域活動への参画と協働

人口減少、少子高齢化の進行等により、地域でのつながりや支え合いが希薄化し、自治会への加入率が年々減少する中、様々な地域活動を維持することが困難な状況にあります。

そのような中、外国人生活実態アンケートの結果（特別永住者以外の在留資格者）では、「ボランティア活動をしたい」（27.2%）、「みんなが住みやすい地域になるように他の人と一緒に考えたい」（21.5%）といった回答が得られています。

また、本市には 20 代から 30 代の外国籍住民が多く、こうした若い世代は今後においても地域活動の担い手になり得る存在です。

とりわけ、災害時には外国籍住民も被災者ですが、支援される側として捉えるだけではなく、例えば、日本語能力が十分でない外国籍住民を支援するなど、共助の取組を支える多様な担い手の一人として期待されます。

こうしたことから、平時より、地域で行われる防災訓練など地域活動への参画を促進し、外国籍住民と地域住民が良好な関係性を構築していくとともに、市内の教育機関、外国人を多く雇用する事業所のほか、尼崎市国際交流協会をはじめとする関係支援団体等と連携を図ることにより、多様な主体が協力し合えるネットワークづくりに取り組むなど、外国籍住民が様々な地域活動へ参画しやすい環境整備に努めます。

取り組むべき事項

- 地域活動の情報発信
- 地域活動への参画の促進

ウ：ボランティアの育成と活動支援

多くの日本語ボランティアが活動する市内の日本語教室では、日本語能力試験対策にとどまらず、外国籍の子どもの日本語教育や日本の伝統文化の体験学習など、外国籍住民の多様なニーズに応じた活動が行われるとともに、そうした活動への参加をきっかけに外国籍住民が気軽に集い、交流できる地域の居場所にもなっています。

こうしたボランティア活動は、多くの外国籍住民の生活を支え、孤立を防止するとともに、お互いを理解するためにはとても大切な活動です。

そのため、外国籍住民の様々な生活ニーズに応じたボランティア活動を支援し、またその担い手を育成するために、地域住民や教育機関、尼崎市国際交流協会といった関係支援団体、ボランティアセンターを運営する尼崎市社会福祉協議会など多様な支援者・団体と協力・連携し、ボランティア活動がしやすい環境整備に努めます。

取り組むべき事項

- ・ボランティア等の支援体制の充実、活性化
- ・関係支援団体等との連携強化

IV 多文化共生に関する施策の推進体制等

1 推進体制

指針の目標を実現するため、庁内連絡調整会議等において、外国籍住民の動向や、外国人総合相談センターから見える現状や課題、多文化共生について共通認識を図るとともに、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会において、施策の進捗状況について確認を行う中で、多文化共生社会の実現に向けて着実な推進を図ります。

2 市民、関係支援団体、事業所との連携

多文化共生社会の実現に向けては、行政だけでなく、まち全体で取り組んでいく必要があります。

そのため、外国籍住民のみならず、地域のボランティア等の様々な支援者や関係支援団体、外国人を雇用する事業所等の多様な主体との連携・協働に努めます。

資料編

1 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会

指針策定にあたり、子ども・子育て、就労、国際交流、ヘイトスピーチ等の人権侵害、外国人支援などの主な分野において、有識者などで構成する尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会において、「多文化共生部会」を設置し、幅広く意見を聴取しました。

(1) 審議会の開催状況

令和 5(2023) 年度

第 1 回人権文化いきづくまちづくり審議会（全体会）

開催日：令和 5(2023) 年 6 月 6 日

議 事：「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について
部会の設置について（多文化共生部会）
外国人生活実態アンケート調査の結果について
その他

第 1 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 5(2023) 年 7 月 19 日

議 事：大学における留学生の生活実態等に係るヒアリング
日本語学校における留学生の生活実態等に係るヒアリング

第 2 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 5(2023) 年 9 月 4 日

議 事：介護事業所で働く外国人労働者に対するヒアリング
民族学校に通う児童生徒の保護者に対するヒアリング

第 3 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 5(2023) 年 10 月 18 日

議 事：物流業で働く外国人労働者に対するヒアリング
製造業で働く外国人労働者に対するヒアリング

第 4 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 6(2024) 年 1 月 24 日

議 事：個別ヒアリングの結果について
（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針の骨子案について
多文化共生部会委員の追加等について
その他

第 2 回人権文化いきづくまちづくり審議会（全体会）

開催日：令和 6(2024) 年 3 月 11 日

議 事：国勢調査データを活用した分析に係る最終報告について
多文化共生社会推進指針の骨子案について
部会の設置について
その他

令和 6(2024) 年度

第 1 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 6(2024) 年 5 月 15 日

議 事：（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について
その他

第 1 回人権文化いきづくまちづくり審議会（全体会）

開催日：令和 6(2024) 年 6 月 14 日

議 事：会長及び副会長の選出について
「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について
人権についての意識調査の概要について
（仮称）多文化共生社会推進指針の概要について
その他

第 2 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 6(2024) 年 6 月 14 日

議 事：（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について
その他

第 3 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 6(2024) 年 7 月 26 日

議 事：（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について
その他

第 4 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 6(2024) 年 9 月 9 日

議 事：（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について
その他

第 5 回人権文化いきづくまちづくり審議会（多文化共生部会）

開催日：令和 6(2024) 年 11 月 6 日

議 事：（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針（素案）について
その他

第 2 回人権文化いきづくまちづくり審議会（全体会）

開催日：令和 6(2024) 年 11 月 13 日

議 事：人権についての意識調査に係る速報について
（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針（素案）について
その他

第 3 回人権文化いきづくまちづくり審議会（全体会）

開催日：令和 7(2025) 年 2 月 18 日

議 事：意識調査に係る最終報告について
「尼崎市多文化共生社会推進指針（案）」について（パブリックコメント結果報告等）
その他

(2) 委員名簿

令和 6(2024) 年度 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

選出区分		審議会委員名	役職名・職業等
★ ○	学識経験者 (人権全般)	いし もと きよ ひで 石 元 清 英	関西大学名誉教授
○	学識経験者 (子どもの問題)	いとう かよ こ 伊藤 嘉余子	大阪公立大学現代システム科学域 教育福祉学類教授 尼崎市子ども子育て審議会委員 尼崎市社会保障審議会(地域福祉専門分科会)委員
	学識経験者 (人権全般)	うちだ りゅう し 内 田 龍 史	関西大学社会学部社会学専攻教授
○	関係団体 (多文化共生)	おおた がきのぶ よ 太田 垣 亘 世	尼崎市国際交流協会 会長
	関係団体 (人権全般)	かみたまり としあき 上玉 利 敏 昭	尼崎市人権擁護委員協議会 会長
○	関係団体 (多文化共生)	きむら まなみ 木村 真 奈 美	一般社団法人ネパール人労働者支援協会 専務理事
	学識経験者 (人権教育啓発)	くり もと あつ こ 栗 本 敦 子	Facilitator's LABO〈えふらぼ〉所属
	関係団体 (障害者問題)	たか お きぬ よ 高 尾 絹 代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事長 尼崎市社会保障審議会(障害者福祉等専門分科会)委員 尼崎市社会保障審議会(地域福祉専門分科会)委員 尼崎市社会保障審議会(高齢者保健福祉専門分科会)委員
☆	学識経験者 (弁護士)	たけもと ゆ か こ 武本 夕 香 子	弁護士(兵庫県弁護士会) 尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会 会長 (女性センタートレビエ 弁護士相談相談員) (尼崎市職員ハラスメント外部相談相談員)
	学識経験者 (部落問題)	とも なが けん ぞう 友 永 健 三	公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長
◆	学識経験者 (外国人問題)	ばく いる 朴 一	大阪公立大学名誉教授 摂南大学国際学部客員教授
オブザーバー		きむ ちょ そる 金 早 雪	信州大学名誉教授 大阪商業大学経済学部教授

★：会長
☆：副会長

◆：多文化共生部会 部会長
○：多文化共生部会 委員

2 指針策定に関する近年の国の動き

時 期	内 容
平成 2(1990) 年 6 月	新たな在留資格「定住者」を設けた改正出入国管理及び難民認定法を施行し、日系 3 世までが就労可能となった。
平成 5(1993) 年 5 月	日本の技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「外国人研修・技能実習制度」が創設された。
平成 18(2006) 年 3 月	「地域における多文化共生プラン」として、各地方公共団体における多文化共生の推進に関する指針・計画の策定に資するためのガイドラインが示された。
平成 20(2008) 年 7 月	「留学生 30 万人計画」が提唱され、令和 2(2020) 年を目途に 30 万人を受入れることとした。
平成 20(2008) 年 7 月	日・インドネシア経済連携協定に基づき、平成 20(2008) 年度より、インドネシアから外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れが始まる。
平成 20(2008) 年 12 月	日・フィリピン経済連携協定に基づき、平成 21(2009) 年度より、フィリピンから外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れが始まる。
平成 22(2010) 年 7 月	在留資格「技能実習」が創設され、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正がなされた。
平成 24(2012) 年 4 月	日・ベトナム経済連携協定に基づく交換公文に基づき、平成 26(2014) 年度より、ベトナムから外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れが始まる。
平成 24(2012) 年 7 月	「外国人登録制度」が廃止され、外国人も日本人と同じく「住民基本台帳法」の適用となる。「外国人登録証明書」に変わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付される。
平成 28(2016) 年 6 月	ヘイトスピーチ(特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な言動)が社会的問題となっていることから、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が制定された。
平成 28(2016) 年 11 月	在留資格「介護」が創設され、留学生として入国した後に、専門学校等で 2 年以上修学、かつ介護福祉士の国家資格取得により、就労が可能となる。
平成 29(2017) 年 11 月	技能実習における受入れ期間が 5 年まで可能な「技能実習 3 号」が創設されるとともに、技能実習生の保護、企業や監理団体の監視機関として「外国人技能実習機構」が創設された。
平成 30(2018) 年 12 月	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、外国人材の適正・円滑な受入れ促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が示された。
平成 31(2019) 年 4 月	外国人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とした新たな在留資格「特定技能」が創設された。

時 期	内 容
令和元(2019)年 6月	「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、国や企業に外国人が日本語を習得できるようにするための支援の義務付けや、地方公共団体においては、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定める努力義務が課せられた。
令和2(2020)年 6月	「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」において、地域の実情に応じた日本語教育推進施策を策定・実施するよう示された。
令和2(2020)年 9月	「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、地方自治体においては、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」に見直し等を行うよう示された。
令和4(2022)年 6月	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定された。
令和5(2023)年 6月	特定技能2号の対象分野について、新たに9分野(ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業)と、造船・船用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てを新たに特定技能2号の対象とした。
令和6(2024)年 2月	技能実習制度及び特定技能制度の在り方について、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意した「技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」が示された。
令和6(2024)年 6月	技能実習制度を発展的に解消し、人材確保及び人材育成を目的とする「育成就労制度」の創設を柱とする入管法等改正法が可決・成立した。育成就労の期間は3年以内として、転籍が可能になるとともに、特定技能1号への移行に日本語能力A2相当以上(日本語能力試験N4等)の合格が要件となる。

3 外国籍住民・関係団体等ヒアリング

(1) 目的

多文化共生社会推進指針の基礎資料とするため、市内の留学生や、外国人労働者、外国籍住民を取り巻く関係機関等に対して、個別ヒアリングを行いました。

(2) ヒアリング先一覧

①外国籍住民（13人）

分 類	国 籍
保育所に通う児童の保護者	ベトナム
日本語学校の学生	バングラデシュ・ネパール・ミャンマー
大学生	ベトナム・中国・インドネシア
外国人労働者（物流業）	ミャンマー
外国人労働者（製造業）	ベトナム・韓国
外国人労働者（介護）	フィリピン
民族学校に通う児童生徒の保護者	韓国・朝鮮

②外国籍住民を取り巻く関係機関等（20団体）

分 野	団 体
学校園等	保育所 A・B
	幼稚園
	小学校
	中学校
	夜間中学校
	定時制高校
外国人雇用者	小売業（コンビニ）
	飲食業（ファストフード）
	介護事業所
	物流業
	製造業
関係機関	特定非営利活動法人尼崎市国際交流協会
	不動産関連業者
	医療・介護関係
	総合病院
	地域包括支援センター
特別永住者関連	関連団体 A・B
地域	市内町会 A・B

(3) 主な内容

①外国籍住民へのヒアリング

※内容はヒアリング実施時点のものです

ヒアリング内容	属 性	国 籍
1. 日本語の習得について		
日本のドラマや映画で勉強している。	大学生	中国
日本語学校以外では勉強していない。	日本語学校生	バングラデシュ
JLPT 対策を独学で行っている	外国人労働者	フィリピン
地域の日本語教室に通っている。	外国人労働者	ミャンマー
アルバイトや育児で勉強する時間がとれない。	保育所に通う児童の保護者	フィリピン
自宅のインターネットで勉強している。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

2. 母語教育、母文化について

家では母国語よりも日本語を教えている。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
母国語の教科書を準備し、母語を忘れないようにしている。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

3. 生活の状況について

－経済状況について

母国からの仕送りがあるため苦しくはない。	大学生	中国
母国からの仕送りが少なく、ギリギリの生活である。神戸市から奨学金を受けており、何とか生活できている。	大学生	インドネシア
ギリギリの生活である。今後、専門学校への入学金や授業料を支払わないといけないが、母国から借りるしかないと考えている。	日本語学校生	バングラデシュ
現在、円安であり、仕送りが厳しい。	外国人労働者	フィリピン
母国への仕送りは 10 万円（給料の約半分）で手数料が 3 千円かかる。円安の影響が大きい。	外国人労働者	ミャンマー

－生活マナーやトラブルについて

法律や文化の違いに戸惑ったことはある。	大学生	ベトナム
交通ルールの違いや、時間のルールが厳しく戸惑った。	日本語学校生	バングラデシュ
母国ではスキンシップが多いが日本ではセクハラになってしまう。	外国人労働者	フィリピン
ごみの捨て方が難しい。自転車のルールは会社で学んだ。	外国人労働者	フィリピン
夜は静かにしないとイケない。日本はルールに厳しい。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

－同郷のコミュニティや SNS グループについて

Facebook のグループがある	大学生	インドネシア
学校以外での交流はなく、Facebook や LINE、Instagram で交流している。	日本語学校生	ネパール
同郷の人との交流は Facebook で、日本人とのやりとりは LINE で、と使い分けている。	外国人労働者	ミャンマー
大学の友人や共通の趣味の集まりなど、国籍を問わずに参加している。	外国人労働者	ベトナム
ベトナム人向けの Facebook グループに参加して情報を共有している。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

ヒアリング内容	属 性	国 籍
－ 病気・医療について		
病気になった時にどの病院に行けばよいかわからない。	大学生	インドネシア
今は、何か病気になったら学校に手伝ってもらえる。	日本語学校生	バングラデシュ
今は、何か病気になったら学校に手伝ってもらえる。	日本語学校生	ミャンマー
自分で病院に行ける。困っていない。	外国人労働者	フィリピン
同郷の上司や同僚と一緒に病院に行ってもらおう。	外国人労働者	韓国
－ 仕事で困ったことについて		
飲食店でアルバイトをしていた際に、外国人の自分だけ上司から冷たい態度をされていると感じ、心が苦しい時期があった。思い切って上司に確認したところ、上司自身が外国人と交流する機会が少なく、どのように接したら良いかわからないとのことだった。その一件から関係性が良くなり楽しく働けるようになった。	大学生	ベトナム
回転寿司のキッチンでのアルバイトは、外国人が多く、働きやすかった。	日本語学校生	ミャンマー
物流倉庫でのアルバイトは、会話が少ないため職場の友人が増えない。	外国人労働者	ネパール
仕事の内容では困っていないが、関西弁や専門用語が難しい。	外国人労働者	ベトナム
困ったことはなく、周りの人々が優しい。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
困ったことはなく、パート先にも同郷の人が多い。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
－ 就職の方法について		
就活フェアに出展していた企業に入社した。	外国人労働者	韓国
知人に紹介してもらった。	外国人労働者	ベトナム
専門学校時代の先生に紹介してもらった。	外国人労働者	ベトナム
－ 学校卒業後の進路について		
日本のテクノロジーに興味があって日本の学校に来た。このまま日本で起業したいと考えている。	大学生	インドネシア
大学院に進学し、留学期間を活用した後に、外国人材という強みを活かした仕事に就きたい。	大学生	中国
専門学校に進学したい。または、特定技能としてお金を稼いで、最終的には母国に帰りたい。	日本語学校生	ミャンマー
－ 尼崎市の魅力について		
住み続けたい。飲食店も多く、交通の便も良い。	大学生	インドネシア
住み続けたい。困らない。日本人の友達が欲しい。	日本語学校生	バングラデシュ
資格が取ればこのまま住み続けたい。大阪や神戸にも近く、便利である。	外国人労働者	フィリピン
住み続けたい。交通の便もよく、困らない。	外国人労働者	ベトナム
便利であり、ずっと住みたい。困らない。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
家族が住む限り住みたい。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

ヒアリング内容	属 性	国 籍
－ 住居を探す時について		
web サイトで良い物件を探してから不動産屋に直接行ったが、外国人を受け入れないオーナーもあり、住みたい物件には住めなかった。また、保証人がいなかったため、保証人なしで住める物件に住んでいる。	大学生	インドネシア
ベトナム人が経営する不動産屋に Facebook を通して依頼したため、困ることはなかった。	大学生	ベトナム
学生寮に住んでいる。一軒家に7人で住んでいる。宗教による食事の違いから、皆別々で食事をとっている。家賃は光熱費込みで1人3万円。	日本語学校生	ミャンマー
社員寮であり、困らない。	外国人労働者	ミャンマー
自分で家を探した。	外国人労働者	ベトナム
社宅のため、困らない。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
－ 災害時の対応について		
災害の備えはしている。ラジオやSNSで情報を取る準備をしており、学校での防災訓練にも参加予定。地域の防災訓練にもぜひ参加したい。	大学生	中国
災害時の対応については、先生が教えてくれる。防災についての授業もある。地域の防災訓練に参加することについて、普段から日本人と働いているため、コミュニケーションの不安はない。	日本語学校生	バングラデシュ
関西は災害が少なく安心だが、一時横浜に滞在していた際には地震を経験し、怖かった。尼崎市内で自転車を盗難されたことがあるが、警察には届けていない。地域の防災訓練には時間がなく参加は難しい。	外国人労働者	フィリピン
食べ物の備蓄や、防災グッズを用意している。	外国人労働者	韓国
避難所は知らない。職場での訓練はない。防災訓練には参加したいと思うが、時間がない。家に水(2ℓ×6本)を備蓄している。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
避難所は知らない。防災訓練に参加はしてみたいが、時間がない。言葉が通じないので不安。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
－ 地域コミュニティについて		
自治会については知っているが、正式に誘われたことはない。地域の取組を知り、深く関わるチャンスになると思う。ぜひ参加したい。	大学生	中国
自治会を知らない。参加したいが、アルバイトが忙しく時間がない。	日本語学校生	バングラデシュ
日本人の友達はいないし、入りたいとは思わない。	日本語学校生	ネパール
自治会知っているが、誘われたことがなく、忙しいため入ることは考えていない。	外国人労働者	フィリピン
自治会に加入していない。入ることは考えていない。	外国人労働者	ミャンマー
マンションに住んでいるが、隣近所の人知らない。	外国人労働者	韓国
自治会は知らない。誘われたこともないし、何をしているのかもわからない。時間がないので入ることは考えていない。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

ヒアリング内容	属 性	国 籍
- 地域イベントについて		
地域のイベントに参加したい。ボランティア活動もしたい。日本の文化や伝統を学び体験できる機会が欲しい。	大学生	中国
地域のイベントに参加したい。ボランティアを通じて、日本人の友達ができるかもしれない。	日本語学校生	バングラデシュ
休みの日は一人で過ごすことが多く、日本人の友達が欲しい。英語が話せるため、英語を活用したボランティアをしたい。休日は、カトリック教会に行くこともあり、中では英語での会話が可能であり、リラックスできる。	外国人労働者	フィリピン
ボランティア活動をしたい。	外国人労働者	ミャンマー
子ども向けのイベントに参加し、その保護者とつながりたい。週末のイベントを希望する。無料が良い。有料でも 1,000 円以下が良い。自身も海岸のごみ掃除などに参加しており、ボランティアはしたい。不安は特にない。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム
イベントには参加したいが、日本語に不安がある。イベントの情報を得ることが難しい。オンラインのイベントがあれば参加したい。	保育所に通う児童の保護者	ベトナム

民族学校に通う児童生徒の保護者

ヒアリング内容

1. 子どもの進路について、様々な選択肢がある中で、なぜ民族学校に入学させることを決めたのか。

子ども 2 人を通わせている。夫婦とも民族学校の卒業生なので、それが普通と思っている。

夫婦とも民族学校卒であり、子ども達もそうするものと思っている。将来、民族大学校に行くか、日本の大学に行くかについては本人の意思に委ねようと考えている。

2. 日本の公立学校での教育に求めることは何か。

公立の学校がどういった教育かはわからないが、歴史や文化・アイデンティティの教育は必要である。

小学校の時に、自身が朝鮮人であるという土台ができた。色々な背景を持つ人がいることを教えることが大事である。

3. 仕事をどのように見つけたか。

職場等で、在日コリアンであることを理由に差別を受けたりしたことはあるか。

民族学校の教師や、在日コリアンが経営する結婚式会場等の司会業をしている。結婚式場では、日本名を強要されることはあるが、名前が理由で断られるなら、そこでは仕事をしないだけである。

美容関係の仕事をし、民族名を名乗っているが、以前は民族名を名乗ることに抵抗はあった。ポイントカードを作る際に、通称名と民族名が混在する状況になり、全て民族名で記載するようになった。日本人との給料の差はない。職場のミーティングにおいて、韓国語がルーツと思われる日本語について紹介したところ、空気が張り詰めたことを今でも覚えている。

在日韓国商工会議所の事務や、運送会社で働き、その時に初めて日本人の社会に出た。その職場で、民族学校に通っていたことについて話したが、興味をもって話を聞いてくれ、とても優しい人が多かった。

大学で講師をしている。自身は民族名で仕事をしているが、友人（銀行に勤めている）の話では、日本名でないと仕事ができないと言われている。

4. 住まいを探す際に、在日コリアンであることを理由に差別を受けたりしたことはあるか。

過去に、引越の際、大家から外国人全般について受入れを拒否されたことがある。在日コリアンだからという理由ではないが、過去に外国人を受け入れてトラブルがあったようだ。

引っ越した経験があり、表札も本名を掲げているが、何もトラブルになったことはない。

5. 自治会活動に参加しているか。

自治会には加入しているが、活動にはあまり参加できていない。

自治会に加入しており、子ども会の活動もしている。

6. 近所・職場の人に、自身が在日コリアンであることを公表しているか。

公表しているが、以前は公表することに対して怖い気持ちはあった。

隠す必要はないが、夫は会社で通称名を使っている。そのため、子どもの保険証が通称名であり、子どもからなぜ本名を名乗らないのかと聞かれたことがある。その際は、名前はどうか、あなたがあなた自身であることが大切だと伝えた。

昔から民族名で、家の表札も民族名であるが、SNSなどでヘイトスピーチが横行すると、本名（民族名）を名乗っていることが不安になる。

7. 在日コリアン、またはその他外国人との交流はあるか。

こういったイベントなら参加してみたいと思うか。

学校の保護者以外には特に交流はない。イベントについては、文化・芸術の交流が良いと思う。

民族学校の先輩・後輩との交流程度で、他の外国籍の人との交流はない。

8. 民族学校が直面している課題は何か。また市に望むことはあるか。

学校で働く先生への負担を考えると申し訳ない思いがあり、可能な限り協力していきたい。学校も老朽化している。差別に関しては、昔とは形を変えて存在しており、子どもが被害を受けないか不安である。学校に対する社会の温度差をなくしていきたい。日本の保育所に通わせていた際には、日本のママ友にも学校は怖い存在ではない旨を伝えてきたが偏見もある。

学校の財政状況が一番心配であり、学校と保護者の連携がより一層必要である。学校名だけで壁ができる日本人もいるので、歴史（ルーツ）を知る機会があれば良いと思う。

日本の子ども達とも友達を作ってほしい。スポーツを通じるなど、気軽に日本人と仲良くできるような機会を望む。

一番は財政問題である。現在、学費と寄付で賄っている。「(仮称) 尼崎市多文化共生社会推進指針」では、オールドカマーに対する記述も盛り込んでほしい。

②外国籍住民を取り巻く関係機関等へのヒアリング

学校園等

ヒアリング内容	属性
1. 児童生徒等の日本語レベルはどの程度か。日本語が不得意な生徒に対し、特別な取組を実施しているか。	
ネットの機能を活用し、ベトナム語のあいさつなどを保育室に掲示している。日本語での理解が難しいので絵カード（トイレの絵など）を活用し、コミュニケーションを図っている。	保育所 A
外国籍の子ども（2 歳）と日本人の子どもとの日本語力の差はあまりないため、特別な取り組みはしていない。 興味を持ったものから言葉を教えるようにしており、入所した 10 か月前は、外国語しか話していなかったが、今では「かわいい」や「おかわり」など、日常会話で使う簡単な日本語はよく話している。	保育所 B
入園時は単語のみしか理解できていない様子であったが、10 か月が経過し、指示はある程度理解できるようになっている。また、分からない言葉がある場合は、周りの様子を見て判断したり、分からなかった部分を後で聞きに來たりする等して、理解に努める様子が伺える。特別な取り組みはしていないが、本人の日本語レベルに合わせて、文章ではなく単語で伝えるように心がけていた。	幼稚園
園と母親のコミュニケーションの際は、母親がスマートフォンの翻訳アプリを活用し、積極的に理解しようとしている。幼稚園からの手紙についても、ひらがなやカタカナの方が良いか尋ねたが、翻訳アプリで読むので、漢字の方が良いとのことであった。	幼稚園
フィリピン籍の児童がおり、生活言語は問題ないが、学習言語が全くできていない。ひらがなの書きとり等はできていたが、文章問題になると「てにをは」ができない。取り出し授業により日本語指導を行う必要があるのか、取り出さずに授業の中で日本語の伝え方を配慮して日本語指導を合わせて行うのか、児童の日本語レベルに合わせて検討する必要がある。	小学校

ヒアリング内容	属性
子ども多文化共生サポーター及び多文化共生支援員は、在留歴が長くなるにつれて派遣回数が減るため、非常に支援が難しい。通訳がいない時は、メモ書きやジェスチャーでなんとか伝えている。パソコンの翻訳アプリを使用することもあるが、一概に中国語と言っても地域によって方言等が異なるのか、あまり理解されないことが多い。テストについては、ルビを振るようにしているほか、通訳がいる時に別室で受けさせることもある。	中学校
日本に来るまでに様々な国で生活してきた生徒がいるが、どの言語も習得しておらず、母語がない状態である。そのため通訳での支援ができず、支援が難しい。週に2回は授業から取り出し、通級指導をしている。言語の問題なのか発達障害なのかが分からず、発達障害に関する診断テストを受けさせたが、テストの日本語が理解できなかったため、正しく診断できなかった。	
日本語レベルは生徒により様々である。そのため、国語の時間を“日本語国語”とし、「特別の教育課程」と位置づけ、日本語の勉強に充てている。	夜間中学校
日本語レベルは生徒それぞれであるが、全体的には、日本語の読み書きや会話ができたとしても、授業の理解が難しいように感じる。保護者が日本語を話せない家庭では、生徒が母語を話し保護者とコミュニケーションを取っているが、母語の読み書きはできないままとなっている。日本語についても習得が不十分であり、母語（母国語）が定着していない状態では、学習が非常に厳しい。また、日本語レベルが低い学生については、通訳対応が必要であるが、授業を小型の通訳機で対応することは不可である。そのため、個別の取組としては、授業中に外国語支援員を生徒と同席させている。これ以外にもプリントにふりがなを振ったり、保護者への手紙は外国語に翻訳したりするなど、可能な範囲で柔軟に対応している。	定時制高校

2. 児童生徒等の家庭状況や、どのような経緯で入学されたのか。

分からない。入園の募集案内は尼崎市で統一のものであり、外国語の対応はしていない。	幼稚園
来日後すぐに入学する児童もいれば、来日後しばらくして初めて学校に通う児童もいる。1年生のフィリピン籍の児童については、公立幼稚園からの進学であるため、児童についての情報共有は比較的にスムーズであった。情報共有の有無や内容については、幼稚園や保育所、民間施設等により様々であり、どのように連携できるかが重要である。	小学校
保護者が外国籍で、日本で生まれた生徒が多いため、多くは一般の公立中学校を卒業し、本校に入学されている。高校3年生のネパール籍の生徒については、15歳で来日し、夜間中学校を経て本校に入学された。家庭の収入状況については、母子家庭や非課税世帯、生活保護世帯など、状況が安定していない家庭が多い。	定時制高校

3. 文化の違いにより、先生や同級生等が戸惑うことはあるか。

あるベトナム籍の幼児が下着を着用しておらず、保護者に確認したところ、ベトナムでは幼児は下着を着用しないとのことであった。小学校に行くにあたり、指導して良いかどうか悩んでいる。	保育所 A
--	-------

ヒアリング内容	属性
ベトナムは日本よりも気温が暖かく、気温差をとて心配し、子どもに夏でも長袖を着せたり、冬は外で遊ばさずに部屋の中で過ごさせてほしいと要望されたりしたことがあった。また、フィリピン籍の子どもが母国に一時帰国し、日本へ帰ってきた際に、ピアスを開けていたことがある。ピアスはフィリピンの文化で、お守りという意味があるようだが、部屋の中にピアスのキャッチが落ちてしまうことや、他の保護者への説明が難しい。	保育所 B
言語の問題で、前の席に座っていた友達の足が園児の足に当たったことがとても嫌だったことを、自宅に帰って、保護者に上手く伝えられず、「いじめられた」と伝えたとのこと。翌日に保護者から心配して連絡があり、事情を説明した。また、持って来るお弁当の中身が、毎日同じであったことがあり、文化によるものなのかどうか、判断できなかったことがある。しかし、食育の授業を受けた後、園児が母親に対して、色々な食材を食べてみたいと伝えたようで、お弁当の中身が少しずつ変わってきた。	幼稚園
保護者については、日本の学校のシステムが分からず、お互いに戸惑うことが多い。例えば、なぜ子どもに学校を掃除させるのかが伝わらない。そのようなことを防ぐため、学校からの手紙はルビを振り、翻訳もする。それでも日本語が分からないことから、必要なものを持って来ることができないこともある。	小学校
母国で水泳の授業がなかった生徒がおり、水に顔をつけるのも怖がっていた。同級生同士で戸惑いが起こることはない。	中学校
文化の違いによる戸惑いを逆手に取り、異文化交流を進めている。例えば、インドやネパール籍の生徒は、ネパールコミュニティ内での“祭り”に参加するため授業を欠席することが頻繁にあり、最初は祭りで授業を欠席することに戸惑ったが、皆に祭りのことについて紹介するなどして、理解を深めている。また、現在では、学校行事の日程は、インドやネパールの祭りを避けるようにしている。	夜間中学校
特に同級生同士で戸惑うことはない。文化の違いについて、例えばネパール籍の学生はヒンドゥー教であり牛肉が食べられないことから、事前に給食の献立を確認し、牛肉が出る日は自身で昼食を持ってきている。修学旅行先のホテルでも宗教への配慮があり、当該学生のみ別の献立となったが、他の生徒も理解し、羨ましがる様子も見受けられた。	定時制高校

4. 児童生徒等とその保護者の関わりはどうか。

母国の文化なのか、子どもへの声掛けやスキンシップを見ていると、非常に大切に育てられていると感じる。連絡帳については、英語圏の保護者はローマ字でのやり取りを希望された。ベトナム籍の保護者については、ひらがなだけでなくカタカナや漢字も使ってほしいとの希望があり、翻訳アプリを使って読んでいるようである。 ケガの伝達などの大切なことは、直接伝える必要があるため、翻訳アプリを使って何とか説明しているが、理解されていないこともあり、非常に難しい。保護者が言う「大丈夫」の意味が、「分かった」という意味なのか、会話を早く終わりたいのか、意図を汲み取るのが難しい。	保育所 B
--	-------

ヒアリング内容	属性
母親が送り迎えをしているが、必要な時には父親も来園することもあり、家族の仲は良い。また、1歳児の子どもがおり、現在母親は働いていないが、園児の持ち物はいつも新しいため、困窮している様子はない。 水筒のほかにペットボトルを1本持って来るように園児に伝えたところ、母親に英語で伝え、翌日には持ってきたため、家庭内の会話も問題ないと思う。	幼稚園
保護者が日本語を話せないことから、児童が通訳としてヤングケアラーようになってしまうことが非常に多い。病院や行政などに行く際にも必ず付いて行かなければならない。そうならないように、保護者面談の際などは、市教育委員会に依頼し、多文化共生支援員の派遣を依頼している。	小学校
父親は日本語が話せず、母親は片言レベルの保護者の場合、懇談等は母親が参加する。その家庭は仲が悪い様子はなく、生活困窮している様子もない。	中学校
父親が地域の日本語教室に通い、日本語を話せるようになってきているため、学校とのやり取りはすべて父親がしている。仲が悪い様子はなく、生活困窮している様子もない。	
ネパールやインドの人は家庭を大切に思う文化があると感じる。学校を休む理由も保護者の通院の付き添いや仕事の手伝いなど、家庭の用事である。在学している外国籍生徒はほとんどが働きながら通っているため、仕事の都合であまり授業に出席できていない生徒もいる。学校の決まりとしては、最長9年間は在籍できるが、1年間連絡が取れない場合は、除籍扱いとなる。	夜間中学校
保護者が日本語を話せない場合が多いが、生徒と保護者の関係は良好であり、3者面談の際にも保護者や家族が必ず出席されている。生徒の進路にも積極的に意見を言っている。	定時制高校

5. 児童生徒等について、国籍を超えて仲良くする取組はあるか。

特別な取り組みはしておらず、外国人の子どもに日本人の子どもが外国語で話す様子も見られる。小さい頃から一緒に成長するため、外国人がいる環境が、日本人の子どもにとって当たり前になっている。	保育所B
園児の思いが友達に伝わらない時には、園児の思いを尋ねながら単語で代弁するようにしている。外国籍の園児については、国が違うことや日本語以外の言葉が話せることを、友達にすごいことであると紹介している。日本人や外国人といったことに関わらず、それぞれの個性に自信を持てるように対応している。	幼稚園
クラス替えの際は、小学校からの引継ぎ等を参考にし、仲が良い生徒と同じクラスになるように配慮した。	中学校

ヒアリング内容	属性
国籍や日本語レベルは様々であるが、敢えてクラスを分けないことで、多様性教育に取り組んでいる。また、生徒にはやさしい日本語を意識するように伝えている。具体的な取り組みについては、総合の時間にすごろくやビンゴゲームを通して仲間づくりに取り組んだり、母国についての発表会をしたりしている。また、家庭科の時間には、食文化について理解を深めるため、調理実習で母国の料理を作り、相互理解を深めている。 また、年に3回、兵庫県内の夜間中学校合同（姫路、神戸、尼崎）での交流イベントがあり、運動会や音楽会、美術展を通して、交流を深めている。	夜間中学校
特に目立った取り組みはないが、生徒が孤立していることはない。	定時制高校

6. 生徒は授業についていけているか。何か個別の取組はあるか。

基本的には、子ども多文化共生サポーターや多文化共生支援員の派遣を受けて授業を実施している。しかし、派遣のルールは一般と同じなので、必ず通訳がいる訳ではない。生徒が希望すれば、個別にプリントを作成し、授業前に補習を実施している。	夜間中学校
一部授業についていけない生徒がいる。当該生徒については、言語の問題はないように思われるが保護者の都合で来日後も転々と居住地をかえ、安定して教育を受けられなかったことが原因となり、学習障害となっている可能性がある。出席日数も足りているが進級できなかった。こういった学生に対しては、学校が始まる前の時間や終わった後の時間に個別で教室を設け、小学生の内容から教えるといった取り組みをしている。	定時制高校

7. 学校園等の卒業後の進路はどうか。

保育所卒業後は皆、公立小学校に進学している。	保育所 B
公立小学校に進学する場合に、園児の様子や仲のいい友達を伝えることはある。	幼稚園
保護者が日本の進学システムについて全く知らず、これを通訳なしで説明し、理解してもらうのは非常に困難である。 在留歴が長い場合、外国人枠については受験資格がなかった。第一希望は3部制の高校で、面接と作文のみで受験できる高校である。これに落ちた場合は、定時制高校を考えている。	中学校
全日制高校の外国人枠を目指す生徒もいれば、定時制高校を希望する生徒もいる。また、親の仕事の手伝いを理由に進学しない生徒もいる。 ネパールやインド籍の生徒は、特定技能を目指すため高校進学を希望する人が多い。しかし、いつかは母国に帰りたいと話しており、定住の意向はないようである。若い人は高校への進学を目指せばよいが、高齢の人の場合は、進学されないため行き場がなく、学びが止まってしまう。行政が実施する日本語教室等に繋ぐことができればと思う。	夜間中学校
進学希望者と就職希望者の数は同数程度である。保護者も本人の意思を尊重している。就職希望者については、他の日本人の生徒と同様に就職活動をするが、実際は就労支援が難しく、手探りの状態である。過去に外国人を雇用している企業であれば、声をかけやすい。	定時制高校

ヒアリング内容	属性
---------	----

8. アルバイトをしている生徒はいるか。また、どのような仕事か。

ほとんどの生徒がアルバイトをしている。職種については、ホテルのベッドメイキングやコンビニ、ファストフード店、工場などである。在留資格が家族滞在の人が多く、働きすぎないように注意を呼びかけている。	夜間中学校
アルバイトをしていない生徒が多い。中国籍の生徒は中華料理店で、ネパール籍の生徒は保護者が経営するネパール料理店の手伝いをしている。	定時制高校

9. 学校園等での防災訓練について、どのように実施（言語の対応等）しているか。

なぜ訓練をするのか等の目的が外国人の子どもには伝わっていない様子である。災害の種類や度合いは国によっても異なるため、保護者に対してもしっかりと説明をしたいが、翻訳アプリでは限界もある。	保育所 B
訓練をしていることは、理解している様子である。また、周りの様子を見ながら行動している。要点は短い言葉で伝えるようにしている。	幼稚園
生活言語ができるのであれば問題ないが、日本語が全くできない場合は、視覚で伝えるしかない。	小学校
優しい友達が付いてくれているため、問題ない。	中学校
防災訓練の本番をする前に、通訳を入れて事前指導をしている。この通訳支援がないと本番は大変困る。	夜間中学校
防災訓練はしているが、特別な言語対応はしていない。皆、理解している。	定時制高校

10. 児童生徒等の地域との関わりはどうか。

保育所では、保護者同士を繋ぐ役割も重要視しており、同じ国籍同士の保護者を上手く交流させ、助け合う関係性が構築されたようである。教会に通っている方もおり、子どもの洋服をもらっているようである。	保育所 B
週に一度、地域の日本語教室に通っている生徒もいる。そのボランティアの人が、進学先を決める際に高校の見学に連れて行ってくれたこともあり、非常に助かった。	中学校
最近では、近隣の小学校で児童とゲームをして交流する機会を作ったり、人権学習の一環として、他校の中学1年生と交流する機会を作ったりしている。毎年交流を希望する学校を募っている。交流イベントの際は平日の昼間に、毎回10人程度の参加できる生徒だけが参加している。	夜間中学校
外国籍の生徒については、特になし。	定時制高校

ヒアリング内容	属性
11. 外国人を理由とする差別実態についてどうか。	
子ども同士では、そのようなことはないが、保護者の中には外国籍の子どもや保護者には日本語が理解できないだろうと言う人もいるようである。	保育所 B
いじめに繋がるようなことはない。在日コリアン 3 世の園児についても、普段は日本語で会話しているが母親のことをオンマと呼んだり、本名で通園していたりすることから、自分のルーツを隠す様子は全くない。	幼稚園
本名を名乗る取り組みを県教育委員会は進めるように提言しているが、本市については取り組みが進んでいない。在日コリアンの人について通称名で通学することが多い。本名を名乗ることがアイデンティティを醸成する第一歩であると考えている。	小学校
いじめに繋がるようなことはない。その他の外国籍の生徒も含め、ルーツを隠すようなことも特になく、自身のルーツについて自らオープンに話している姿を見たこともある。周りの生徒も特に意識する様子もない。	中学校
12. 市として対応すべき課題は何か。	
保護者に渡す重要な書類等の翻訳をお願いしたい。保育料を口座振替するのだが、様式が日本語であり伝わりにくい。	保育所 A
ケガの伝達などの重要かつ緊急度の高い内容は、翻訳アプリでは限界があり、通訳支援があれば助かる。難しい日本語の行政書類がいきなり外国籍の方の家に届くことに違和感がある。保育所に持って来てくれれば説明することはできるが、本人たちだけでは読むことができない。	保育所 B
引き続き、必要時に通訳対応をお願いしたい。	幼稚園
兵庫県が実施する「子ども多文化共生サポーター」は来日後 2 年経過すると派遣されないため、対象者の要件を来日後ではなく入学後 2 年とするように、改善してほしい。	小学校
外国籍の子どもで、学校に通っていない子どもがいないか、調査を行うべきだと考える。	
子ども多文化共生サポーターや多文化共生支援員については、人が変わってしまったり、回数が減ってしまったりしている。生徒や保護者が望んで派遣を受けられるようになればと思う。日本語ボランティアの放課後派遣も大変ありがたい。	中学校
日本語の学習テキストが生徒にとって最も使いやすいが、本来は無償配布の教科書を生徒に購入させるのは心苦しく感じており、日本語教育に関する補助等があれば非常に助かる。	夜間中学校
就職支援について課題がある。外国人を雇用している企業情報があれば共有してほしい。	定時制高校

外国人雇用者

ヒアリング内容

属性

1. 職場では日本語を教育しているか。従業員の日本語の習得に対して、特別な対応を取っているか。

8 時間勤務のうち、1 時間は日本語の学習時間を確保している。また、日本語教室においても勤務時間中に行かせている。EPA(経済連携協定) においては、学習用の教材が送られてくるため、それを活用している。	介護事業所
将来的に日本語学校を運営したい。仕事上は日本語が必要であるが、O J T の中で必要な日本語のみ教えている。会社として生活に必要な日本語全般のサポートはない。	物流業
日本語の先生を雇用 (パートタイム) している。就業時間後に 1 時間程度、日本語のマナー講習を行っている。 事務所で働くには、JLPT1 級が必要である。ベトナム本国で働く場合は JLPT3 級程度で構わない。はじめは JLPT2 級であっても 1 級を取得してもらうようにしている。何よりも日本語が大事と教育している。	製造業

2. 従業員が病気になった際に、病院への同行等はしているか。

病院へは同行するが、本人が望まない場合も多い。	介護事業所
実習管理課の職員 (課長など) が通訳として同行する。状況に応じて、1 人で病院に行っている。	物流業
日本語が難しい場合は、人事課の職員が同行する。	製造業

3. 外国人の継続雇用年数はどのくらいか。退職に至る場合、どのような理由が多いか。

モンゴル籍の技能実習生だったが、国への想いが強く当初から母国で勤務するつもりでいたため 3 年で帰国した。	介護事業所
技能実習が中心であるが、実習期間終了後は希望すれば特定活動として再雇用している。	物流業
現在約 150 名雇用しており、うち半数が外国籍である。尼崎の事務所では、外国人の定着率は高い。退職理由としては、「年金の掛け金を返還してもらう」、「母国で働くため」などがある。現状では、管理職には既に日本人が多く、それを超えて管理職になるには、相当な苦労 (日本語力、経験など) を要する。それよりは、本人が希望するなら母国に帰って、上の立場で仕事をする方が良いかもしれない。日本で働くことを強制することは良くないと思う。	製造業
日本語学校に在籍中は、退職することはないため、1~2 年程度は継続して雇用している。	小売業 (コンビニ)
これまでに雇用した外国人スタッフの国籍は、バングラデシュ、ネパール、フィリピン、タイ、アメリカ等様々である。人数は 15 人程である。定着すれば、基本的には日本語学校を卒業するまで働くため、1~2 年は継続して働いている。また、3 年働いている優秀な人は、スタッフのランクも上がり、当社への就職を目指している。働く中で、日本のルールに慣れなかったり、当社特有のカタカナ言葉が難しいと感じたりする人は、2 か月程で辞めてしまうこともある。辞めた人はコンビニの夜勤帯へ転職しているようである。	飲食業 (ファスト フード)

ヒアリング内容	属性
---------	----

4. 文化の違いにより、雇用者側が戸惑うことや困ることがあるか。

現在雇用しているフィリピンの人は笑顔が多く、日本人よりもフレンドリーであるため、お年寄りに対しても距離感が近く助かっている。	介護事業所
基本的には真面目であるが、一度、いたずらで商品に落書きをしたことがあり、厳しく注意したことがある。また、連絡を返さなかったり、無断欠勤をしたりする人もいる。	小売業 (コンビニ)

5. 会社の中で、外国人同士や、日本人と外国人が親睦を深めるために、何か取り組んでいることはあるか。

コロナ前は食事会等も行っていたが、現在はあまりない。母国語でのウェルカムボードなどを作成したこともある。	介護事業所
会社で花見に行った。日本人も簡単なミャンマー語を覚えるようにしている。	物流業
スタッフ同士の関係は良好である。留学生として来日し、知らない土地で頑張っているのが日本人スタッフにも伝わっているようである。	小売業 (コンビニ)
スタッフ同士の関係は良好である。一緒に食事に行ったり出かけたり、外国人を初めて雇用した際は、外国語での挨拶や言葉を事前に勉強するスタッフもいた。	飲食業 (ファストフード)

6. 外国人労働者をどのように雇用したか。

代表がミャンマーに旅行に行った際、財布を落としたが、すぐに届けられており、親切な国だと思った。それをきっかけに、ミャンマーの送り出し機関を通じて、雇用するようになった。	物流業
学校の就職センターや、ハローワークなど様々なところで募集をかけるが、日本人の大学生が入ってこない。 そのため、韓国でのジョブフェア等にも出展している。日本は人材不足が問題である。このままでは海外と競争できない。韓国のジョブフェアでは、世界中の企業が求人に来ていた。	製造業
日本人が退職し、人手に困っていた時期に、バングラデシュからの留学生2名が店舗に飛び込みで仕事はないかと来店し、日本語は問題なかったため雇用了のが最初のきっかけである。その後、雇用了バングラデシュ人の通う日本語学校へ行き、仕事を探している留学生がいれば案内してほしい旨を伝え、実際にその繋がりで、新たに3名の留学生を雇用了。	小売業 (コンビニ)
これまで外国人については、市からの紹介でしか採用したことがなく、日本人の配偶者など比較的日本語が話せる人ばかりであった。しかし、コロナの入国制限緩和後に、バングラデシュからの留学生3人が飛び込みで、仕事はないかと来店し、日本語の話せない人を初めて採用した。以降は、その留学生たちの口コミで、同じ日本語学校の留学生が仕事を探しにくることが増え、ネパールなど他の国籍の人も採用している。	飲食業 (ファストフード)

ヒアリング内容	属性
7. 外国人の従業員は、どのような業務に従事しているか。	
日本人と同じ業務である。マニュアルは日本語で記載しているが、言語の問題でトラブルになることはない。給料は、ベースアップはある。大卒（新卒）は日本人があまりこない。中途採用が多い。	介護事業所
日本人との業務の差はない。日本人、外国人関係なく 5 人程度のチームで作業を行っている。	物流業
外国人スタッフについては、日本人と全く同じ業務内容である。賃金差はないが、留学生であるため週 28 時間しか働けないことから、より時給の高い夜勤帯のシフトに入っている。	小売業 （コンビニ）
日本語が話せない間は、お客様とのコミュニケーションがない厨房や掃除の仕事をしてもらっている。日本語が話せるようになれば、レジカウンターでの接客等に従事する外国人スタッフもいる。賃金については、日本人と同じ給与体系であるが、留学生については、週 28 時間の制限を超えないように、シフトは週 27 時間を上限に組むようにしている。時間制限に気を付けていても、アルバイトのかけ持ちにより、結果として制限を超えてしまうことを避けるため、ダブルワークは原則禁止としている。	飲食業 （ファスト フード）
タトゥーが入っている人については、スタッフは何も思っていないが、お客様によって嫌な気持ちになることを避けるため、厨房での仕事をもらっている。こういったことをスタッフやお客様が、外国の文化と捉えられるようになればと思う。	

8. 外国人の従業員に対して他のスタッフやお客さんからの差別的な事象を見聞きしたことはあるか。

雇用した当初は、普段日本人スタッフでも、あまりしないような自賠責保険の支払い手続きや、特殊な支払い方法を、わざと外国人スタッフにさせるお客さんがいた。現在は、そういったことはなく、夜勤帯は外国人スタッフであることをお客さんも容認しているように感じる。	小売業 （コンビニ）
お客様から、わざと難しい日本語を使われたり、早口で言われたりするなど、嫌がらせを受けることがあり、そういった際は、フォローするようにしている。	飲食業 （ファスト フード）

9. 外国人を雇用するにあたり、困難なことや課題はあるか。

日本語でのニュアンスが難しい。小さなひずみがストレスとなる。情報共有が行いにくい。病院への同行もよかれと思ってついでにいくと、本人は望んでいないケースもあった。目を見て話すことを好まない国など、文化的な違いから指導が難しい場合がある。	介護事業所
現在、会社全体では、技能実習生 147 名（尼崎 85 名うち市内在住 35 名）、特定活動 9 名、技術・人文知識・国際業務 3 名（尼崎 2 名）を雇用している。現在の作業（ピッキングやパッキング）が特定技能に移行できないことが課題である。	物流業
外国人ということを理由に特別に困難なことはない。日本人でも常識がない人はいる。業務を教える際に、言葉の問題から日本人よりも外国人の方が時間はかかるが、定着すれば、全く問題はない。コンビニの仕事は、それほどコミュニケーションが必要ないため、大きなトラブルに発展することはない。	小売業 （コンビニ）

ヒアリング内容	属性
言語の問題から、外国人スタッフへの指導には非常に時間がかかる。ユニフォームを着て写真を撮り、SNS に投稿しようとすることがある。当社では、そういった SNS の投稿はコンプライアンスとして禁止しているため、注意している。 当社のマニュアルについては、英語やネパール語などに多言語化されているため、学びやすい環境である。しかし、他のスタッフが外国人スタッフに仕事を教える際は、身振り手振りを使って何とか教えている。外国人スタッフは思っていることや要望を包み隠さず率直に話すため、戸惑うことがある。	飲食業 (ファストフード)

10. 外国人を雇用するメリットはあるか。

多文化共生を知ることが自らの成長にもなる。	介護事業所
仕送りをしている人が大半であり、残業もいとわず、勤勉である。	物流業
国籍関係なく、お互いに刺激しあえる。	製造業
留学生の就労時間については、週 28 時間という制限があるため、上限までシフトに入ってもらい、他のアルバイトと掛け持ちできないようにすることで、他のアルバイトに転職したり、退職したりすることを避けることができる。定着率は日本人よりも外国人の方が高く、大きいメリットである。	小売業 (コンビニ)
外国人スタッフは土日や祝日などの出勤も関係なく、いつも一生懸命働いていると感じている。外国人スタッフでも優れていれば、昇格したり、社内のコンテストに出場させたりすることで、他のスタッフの競争心や向上心が高まり、良い影響を与えている。	飲食業 (ファストフード)

11. 住居を探す際に、何か特別な対応をしたか。

外国人労働者に対しては、法人でアパートを借り上げている。特に EPA に関しては、宿舎を確保する義務があり、家賃については、6 万 3 千円の住居を借り上げているが、本人負担は 8 千円である。	介護事業所
技能実習生を受け入れるにあたってのルール（寮を用意し、1 人 4.5 ㎡を確保）を遵守している。家賃 17,000 円、その他光熱費 4,000 円、Wifi 利用料 1,600 円を徴収している。	物流業
技能実習生を受け入れるにあたり、寮を用意する必要があるが、貸してくれるところがなかった。そのため、1 軒家を買って、それを社宅にしている。市外にも工場があるが、寮のためにアパートの部屋を借りていたが、近所から苦情があり、結局 1 軒家を用意することとなった。町会長に説明することになった。一般的に外国人寮のためには、なかなか貸してくれないと思う。寮費は 15,000 円（光熱費込み）である。ベトナム人は、ベトナム人のネットワークで不動産はすぐにみつける。	製造業

ヒアリング内容	属性
---------	----

12. 会社での防災訓練をしているか。言語の問題など、どのように対応しているか。

全て日本語で防災訓練を行っている。	介護事業所 物流業
協同組合において、防災訓練がある。社員の連絡網もあるので、災害時含め日本語で対応する。	製造業

13. 会社として、外国人材を活用した地域貢献など、検討しているか。

地域貢献チームがあり、ごみ拾いや、地域のイベントへの応援などを行っている。グループとしては、インドネシア政府と協力し、現地に職業訓練校（介護コース）を開校しており、卒業生 40 名をグループとして受け入れている。将来的には 1000 人の卒業生を受け入れたい。	介護事業所
今はないが、災害時の通訳など検討したい。	物流業
寮生は町会費を払って地域の清掃活動などにも参加している。	製造業

14. 行政に求めることは何か。

企業との情報の共有化を行うべき。外国人に選んでもらうようなまちにする必要がある。	介護事業所
市職員と話すことも初めてであり、情報交換ができたことは良かった。イベントの周知など協力したい。	製造業
最近では、倉庫業や、飲食店、コンビニなどの小売店等、外国人に優しい企業や店が増えており、外国人であっても、競争率が高く、雇用することが難しいと感じている。そのような状況で、どのようにして求人と外国人が結び付くかが重要である。求人を出していても、外国人が求人媒体を知らないことも多い。また、飛び込みで仕事を探せるほど行動力のある人ばかりではない。外国人が必ず訪れる市役所という場所で、外国人の就労希望を把握し、コンビニなどの各店舗に繋ぐことができれば、外国人も店舗も大変助かると思う。	小売業 （コンビニ）
市から紹介されて採用した人は、国籍に関わらず、継続してしっかりと働いている人ばかりで非常に助かっている。外国人が日本で働く上で、遅刻や欠勤をしないなどの最低限のルールやマナーを知ること、日本人も受け入れやすくなり、外国人も働きやすくなるため、最も重要であると感じる。	飲食業 （ファスト フード）

特定非営利活動法人尼崎市国際交流協会

ヒアリング内容

1. イベント時の言語対応についてどうか。

外国人の定住者向けであることから、イベント当日はやさしい日本語のみで対応している。チラシについては多言語にて翻訳し、事前に条件を伝えることで、それを理解した上での参加であると割り切っている。

2. これまで効果的であったイベントはどのようなものか。

フットサルイベントは、たくさんのベトナム人が参加した。交流イベントについては日曜日に実施するようにしており、平日には企画しない。

3. 外国人の交流イベントについて、課題や理想などはあるか。

イベントに参加後、参加者同士で繋がったり、プラザ等の場所に気軽に来れるようになったりする等、次につながるような仕組みができていないように思う。どのようにして参加者を繋ぎ止めるかが重要であると考えている。

4. 行政に求めることは何か。

生涯学習プラザが外国人の居場所として認知されるために、外国語の掲示や外国籍職員の配置などに努め、外国人がプラザの一般向けイベントにも気軽に参加できるようになるのが理想である。

不動産関連業者

ヒアリング内容

1. 外国人への入居差別の実態についてどうか。

オーナーも管理会社も入居差別をしているという意識はなく、リスクを取りたくないという考えから、外国人からの依頼を断っている場合もある。尼崎市のオーナーについては、他市と比べて外国人を隔たりなく受け入れる人が多い。尼崎市には、3点ユニット（バス・洗面・トイレが一体）のワンルームの空き室が非常に多く、家賃も安いので、日本人の若者は3点ユニットを選ばない。そのため、外国人に住んでもらいたいと考えるオーナーは非常に多い。

2. 日本語能力の違いで入居の可否は異なるか。

大きく異なる。オーナーは日本語で会話できるか必ず確認する。今後は、日本語能力試験の結果などのエビデンスがあれば、より入居しやすくなると考える。また、社宅や学生寮などの法人契約で外国人がたくさん入居する場合でも、法人を通して対応できるという安心感から、受け入れるオーナーは多い。

ヒアリング内容

3. 家賃の滞納や住宅の破損など、外国人入居者側に非がある場合の対応についてどうか。

家賃の滞納や住宅の破損が発生した際に、日本人であれば、保護者等に連絡したり、裁判などで対応したりすることができるが、外国人の場合は帰国することもあり、連絡が難しい。

4. 日本人の保証人は必要か。

保証会社には、外国人を審査の対象に含む会社も少しずつ増えてきており、審査が通れば、日本人の緊急連絡先のみで対応可能となるため、ハードルが低い。しかし、こういった保証会社はまだ管理会社に浸透しておらず、提携していない管理会社が多い。

5. 入居後、文化や生活習慣の違いから発生する問題についてどうか。

多くの外国人は、来日する前に自身で日本の生活習慣や文化を学ぶため、入居後に問題なく生活する人がほとんどであるが、ルールやマナーを守らない人も一部いる。そういった人がいる場合、周りの入居者が退去してしまう。ルールやマナーを守らない人に生活面の指導を行うのは、かなり難しく、管理会社の担当者も心が疲弊してしまうことがある。

6. 在日コリアンへの入居差別の実態はどうか。

尼崎市の地域柄であるかもしれないが、在日コリアンということを理由にオーナーから入居を断ったことはない。外国人であっても、日本語を話し日本の文化を理解しているため、入居後も全く問題がない。

7. 行政に求めることは何か。

お互いの生活習慣や文化の違いを知っていれば、問題にならなかったことはよくある。自身が管理する物件にインド人が数名入居した際、オーナーから、朝にインド人たちが周辺を掃除し始め、近所の人々が不安がっていると連絡があった。現地に行き、本人たちに話を聞くと、インドでは朝に掃除をすることが習慣とのことであった。掃除しなくてもいいし、掃除をするならアパートの中やアパートの前くらいで良いと伝えると驚いた様子であった。このように良い面であっても、知らないことからクレームになってしまう。相互理解を深めることが必要だと思う。

入居後の問題をリスクと捉える管理会社やオーナーに対し、少しでも安心してもらうために、市が実施するマナー講習を受けた修了証の発行や市が生活の日本語は問題ないと認定するなど、安心材料を作ることはとても効果的であると考えられる。

これまでは、問題が発生した際にはオーナーや管理会社だけで対応していたが、地域の交流会などに参加している人であれば、そこを通じて指導ができる。日本人や先に住んでいる先輩外国人から、マナーを学べる場があれば、問題を改善できる。

医療・介護関係

ヒアリング内容

属性

1. 外国人への通訳について、どのように対応しているか。

タブレット端末によるテレビ通訳等の通訳器機により対応している。スマートフォンの翻訳アプリでは説明が理解できておらず、テレビ通訳を利用して、外国籍の患者に説明すると、ようやく理解でき安心した様子が伺える。医療の決定については、本人にとって非常に大事なことであるため、しっかりと伝えることが必要であるが、制度や医療の状況を伝えることは、非常に難しい。

総合病院

訪問時はスマートフォンの翻訳アプリを利用して会話している。また、病院への同席の際は通訳業者を利用したこともある。本人への電話連絡の際は、他施設や機関などで、その言語を話せる職員を探し、代わりに電話してもらっている。

地域包括支援センター

2. 通訳を当事者の子どもにお願いすることはあるか。

外国人の子が日本語を話せる場合は、その人に通訳をお願いしている。

総合病院

子どもに通訳をお願いすることはない。

地域包括支援センター

3. どのような経緯で外国人とつながるか。

医療通訳を導入している病院が近隣で当院だけであるため、転院の際や救急車で運ばれてくる際に、他の病院から受入れを断られて、当院に来る場合が多い。また、医療目的で来日したのではないかと推察される人が、高額の初診料を払ってでも外来に来ることも多い。

総合病院

市や、総合病院などから繋がることが多い。長く日本に住んでいる人であれば、自身で来所されることもある。また、近隣住民からの依頼に基づき、職員が匿名で訪問することもある。

地域包括支援センター

4. 保険に加入していない人への対応はどうしているか。

日本人と比較して、外国人の患者は保険証を持っていないことが多い。保険証を持っていない場合については、自由診療扱いとなるため負担割合が高くなる場合が多い。

総合病院

介護保険の新規加入や生活保護の受給申請などを検討することは多々あるが、職員が外国籍住民を取り巻く法律等に詳しくなく、保険制度への加入や福祉サービスの利用の可否などが分からないこともある。

地域包括支援センター

5. 行政や民間機関との連携はどうか。

患者と外来の時しか会えない場合に、どうしても対面で伝える必要がある場合は、地域包括支援センターに依頼し、代わりに患者の自宅に訪問していただくこともある。

総合病院

福祉部局との連携はかなり強いが、外国人総合相談センターが、どのようなことをどこまでできるのかが分からない。

地域包括支援センター

ヒアリング内容	属性
6. 外国人の介護職員は増えているか。 インドネシアやミャンマー、フィリピン、ベトナムなど様々な国籍の職員が増えており、皆優秀との印象がある。	地域包括支援センター
7. 行政に求めることは何か 出産後の行政手続きや介護保険制度等について、全て説明しているが、外国籍の人に理解してもらうことは非常に困難であるので、尼崎市外国人総合相談センターに繋いで、行政窓口に同行支援していただければ、非常に助かる。 外国語版の母子手帳については、(公財)母子衛生研究会が作成したものを市役所が無償配布しているが、尼崎市が作成したものではないため、市の母子手帳と中身が異なる。市の母子手帳が多言語化されれば最も良いと感じる。 5～10年以上長く日本に住んでいるにも関わらず、日本語が全くできない外国人もいる。そういった人に普段の生活状況や仕事について聞くと、同じ国籍・民族で集まり、外部と関わるが少ないようである。同じ外国人でも、日本人と一緒に働く人や日本人の友人・恋人ができた人など、日本の社会と繋がれた人の日本語能力の伸びは大きい。外国人が日本社会と繋がる仕組みがあれば良いと感じる。 外国人の状況や法律、仕組みについて全く知らないため、支援する際に大変苦慮する。勉強会などを開催してくれれば、ぜひ参加したい。 やさしい日本語については、普段から高齢者と話すため、意識せずとも自然に使えているが、外国籍の人となると、逆に構えてしまい、丁寧な日本語になってしまいがちである。勉強会があれば、ぜひ参加したい。 外国語の支援が必要となった際、その都度対応できる人を探し、苦慮している。外国語の通訳サービスや外国語ができる職員などが、一覧表になっていれば非常に助かる。	総合病院 地域包括支援センター

特別永住者関連

ヒアリング内容	属性
1. 本名（民族名）か通称名を名乗ることについて、どう考えるか。	
民族名を名乗ることについては、強制はするべきではないと考えている。単に民族名を名乗るだけでは、不利益を被るかもしれないし、民族名を名乗るのであれば、例えば民族教育を受けたなどの民族意識に裏打ちされた方がよい。	関連団体 A
民族名でも、日本語しか話すこともできないし、いじめにもつながる。周りの環境があつてこそ本名を名乗ることができると思う。	
当時、高校で民族名を名乗るよう促されたが抵抗があり、結局、民族名では通学しなかった。いきなり民族名を名乗れと言われても、周りの環境がそれを受け入れる環境でないのに名乗れない。民族名が名乗れる環境が大事である。	関連団体 B
就職や、結婚を機に会社や相手の日本人の親から帰化を進められたこともある。現在は少なくなっていると思うが、日本名の方の場合、物事が円滑に進むことが多いように思う。	
2. 在日コリアンに対する差別はどうか。	
差別は良くないが、日本人と区別することは必要である。	関連団体 A
学校での差別はなかったが、就活では差別があった。韓国籍である自分と、日本人で成績の低かった同級生が同時に同じ会社を受けたものの、日本人の同級生が受かったことがあった。	関連団体 B
住宅を借りる際に、韓国籍であるため保証人を求められ、弟を保証人として立てたが、年収や税金の支払い状況等の詳細な書類を求められた。	
3. 行政に求めることは何か。	
在日コリアンが民族の誇りを持てる施策を、例えば、学校で民族文化などを教える機会が欲しい。放課後の民族学級がある自治体もあり、日本人の子ども達も含めて、多文化の理解を進めてほしい。	関連団体 A
在日コリアンは母国語を話せず、日本人でも外国人でもない中途半端な存在だと感じることもある。そうした歴史やルーツを知らないと本当の意味で交流はできないと思う。他の外国人にも言えることである。	関連団体 B
本名の場合、最初に日本語で挨拶をしても、改めて「日本語は話せますか？」と聞かれる。「在日コリアン」の存在を知っていれば、そうした反応は少なくなると思う。	関連団体 B
様々な在日コリアンの国際交流のイベントをやってほしい。	

地域

ヒアリング内容

属性

1. 地域に暮らす外国人の日本語レベルはどの程度か。

新しく地域に居住する外国籍の人に、町内会に入ってもらようようお願いに行くが、説明が難しいのか、あまり理解されていない様子で、町内会に入ってくれないことが多い。また、日本語が通じて、町内会に入ってくれた人でも、「回覧板を隣に回す」という言葉の意味が分からず、回覧板が止まってしまったことがあり、再度説明に行った際は、どの家に回すのか指差しで示しながら伝えた。

市内町会 A

関わりのある外国人については、日本語で問題なく会話ができています。また、来日当初は片言しか話せなかった人も、数年で日常会話ができるように上達している。

市内町会 B

2. 地域に暮らす外国人で、子育て世帯はいるか。

公立保育所に通っていると思われる子育て世帯が住んでいる。町内会に入ってほしいと何度か自宅を訪問したが、「夫に聞いてみる」や「忙しい」とのことで、今はあまり接点がない。

市内町会 A

家族連れの外国人をスーパーでよく見かける。

市内町会 B

3. 来日してどのくらいの外国人が、どういった経緯でこの地域に住んでいるか。

外国人労働者の会社寮が 2 軒あり、そのうち 1 軒は来日したばかりのベトナム人が 4 人程で住んでいる。町会費は会社が負担している。

市内町会 A

清掃業や建設業、廃品回収業などの会社で雇われている外国人が多い。また、留学生も増えており、コンビニなどでアルバイトをしている。

市内町会 B

4. 地域で防災訓練をしているか。外国人は参加しているか。

地域での防災訓練を実施しているが、これまでは外国人が参加したことはない。

市内町会 A

防災訓練は各地区で頻繁に行っているが、日本人でも若者の参加が少ない。災害時には物や瓦礫を運んだり若者の力が必要になるが、高齢者しか参加しておらず、外国人の参加まで意識ができていないのが現状である。

市内町会 B

5. 文化の違いにより、地域で戸惑うことはあるか。

来日したばかりのベトナム人について、1 回目のごみ出しが上手くできなかったため、直接訪問し、スマートフォンの翻訳アプリを使って話し、ごみ捨ての曜日を紙に書いて伝えたところ、2 回目以降のごみ出しはルールを守れている。また、中国人が家の前に畑を作って中国の野菜を育てていたり、春節の時期には大勢の同胞が家に集まっていたり、文化の違いを感じることはあるが、何も問題になっていない。

市内町会 A

特に問題になることがない。あまり外国人を特別に意識することがない。

市内町会 B

ヒアリング内容	属性
6. 地域に暮らす外国人と交流する機会はあるか。	
地域のイベント等には参加されておらず、回覧板で情報を発信しているが、日本語が読めていないのかもしれない。一方で、地域のお祭りにはたくさんの外国人が来ている。また、掃除に参加するようにとは伝えていないが、周りの様子を見て掃除に参加してくれるようになった。	市内町会 A
言葉がわからないので、声をかけにくく、交流する機会はない。地域に住むインドネシア人が近くの美容室と繋がり、餅つき大会に来ていた。何かきっかけがあれば、交流したいと思う。	市内町会 B
7. 地域に暮らす外国人は地域内でどのように受け入れられているか。	
外国人だからといって、特別な対応はしておらず、他の地域の人と同様に接している。	市内町会 A
外国人が町にいても気づかないことも多く、社会に溶け込んでいるのではないと思う。相手側も困った様子はなく、地域でしっかりと生活されている様子である。地域には、最近引っ越してきた住民が多く、お互いに干渉しない傾向がある。そのため、町内会への勧誘もしていない。外国人と関わるきっかけがない。	市内町会 B
8. 外国人を理由とする差別実態について地域で発言等を見聞きしたことはあるか。	
見聞きしたことはない。	市内町会 A 市内町会 B
9. 行政に求めることは何か。	
外国人に、最低限周知が必要なのは、ごみの捨て方と避難所の場所であると思う。ごみの捨て方は、ルールやマナーを知らないことが理由でも、ルールが守れなければ周囲に誤解されてしまう。地域にベトナム人が引っ越して来てすぐに、ベトナム語版ごみ便利帳を自宅に投函するよう市に依頼したこともあり、そのおかげで、ごみ捨てで一度も問題になっていない。地域で伝えていくとともに、転入手続きの際に、外国語版のごみ便利帳を渡し、避難所の場所を教えるなどの仕組みがあれば良いと思う。	市内町会 A
市営住宅について、以前であれば自治会長が居住者を把握できたが、今は個人情報の観点から、自治会長にも情報がなく、どういった国籍の人が住んでいるかわからない。	
地域に日本語の話せない外国人が増え、地域で通える日本語教室や行政窓口も必要である。	市内町会 B

尼崎市多文化共生社会推進指針

発行年月 令和7(2025)年3月

編集・発行 尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

TEL 06-6489-6658 FAX 06-6489-6661

Mail ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp